

令和6年第2回葛城市議会定例会会議録（第3日目）

1. 開会及び散会 令和6年6月18日 午前10時00分 開会  
午後 2時54分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	西川善浩	2番	横井晶行
3番	柴田三乃	4番	坂本剛司
5番	杉本訓規	6番	梨本洪珪
7番	吉村始	8番	奥本佳史
9番	松林謙司	10番	谷原一安
11番	川村優子	12番	増田順弘
13番	西井覚	14番	藤井本浩
15番	下村正樹		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	東錦也
教育長	椿本剛也	企画部長	高垣倫浩
総務部長	林本裕明	財務部長	米田匡勝
市民生活部長	西川勝也	都市整備部長	安川博敏
産業観光部長	植田和明	保健福祉部長	中井智恵
こども未来創造部長	葛本章子	教育部長	勝眞由美
上下水道部長	井邑陽一		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	板橋行則	書記	神橋秀幸
書記	岸田聖士	書記	西邨さくら

6. 会議録署名議員 8番 奥本佳史 9番 松林謙司

7. 議事日程

日程第1 一般質問

開 会 午前10時00分

**川村議長** ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより令和6年第2回葛城市議会定例会第3日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

初めに、3番、柴田三乃議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

3番、柴田三乃議員。

**柴田議員** 皆さん、おはようございます。柴田三乃でございます。議長のお許しを得ましたので、私の一般質問を始めます。今回は1点のみで、あらゆる年代の市民への孤独・孤立対策についてです。

それでは、これより質問席で質問させていただきます。

**川村議長** 柴田議員。

**柴田議員** 令和6年度4月1日に孤独・孤立対策推進法が施行されました。近年多くの国々で課題となっている孤独・孤立問題ですが、今回の孤独・孤立対策推進法は、世界初の孤独・孤立対策の法律として世界中で話題になっております。孤独・孤立に悩む人を誰一人取り残さない社会、相互に支え合い、人と人のつながりが生まれる社会を目指して取り組むことが示されており、地方公共団体は孤独・孤立対策地域協議会を置くことを努力義務としています。孤立は客観的観念、つまり、社会とのつながりのない、または少ない状態、孤独は主観的概念、独りぼっちと感じる精神的な状態とされており、状況などによって、人それぞれ感じ方は違うと思います。

今回の私の一般質問では、孤独・孤立双方を一体として捉え、質問していきます。孤独・孤立は人生のあらゆる場面で誰にでも起こり得るもので、本人の問題ではなく、生活環境の変化によって感じざるを得ない状況に至るものであると考えます。その点を踏まえ、今現在葛城市で実施されているあらゆる世代に対しての孤独・孤立対策の取組を聞かせてください。

**川村議長** 勝眞教育部長。

**勝眞教育部長** おはようございます。教育部の勝眞でございます。よろしく願いいたします。

初めに、教育部におきましては、小・中学校の孤独・孤立、また不登校の対策といたしまして、令和5年度より各学校の特別教室や普通教室を活用し、学校に登校しにくい、登校したくてもできない、教室に入れない子どもたちの学びの場や居場所として全小・中学校に開設いたしましたI r o o m、また、学校に登校できない、引きこもり傾向の児童・生徒に向けたインターネット上のバーチャルルームとしてi S p a c eを開設し、人とのつながりのきっかけとなる場をつくっております。令和6年度からは、さらに、学校に行きづらい子ど

もたちの学びの場とつながりの充実を図るため、新庄小学校近くの学童保育所の中に、I r o o mプラスを開設いたしました。誰一人取り残さない学校教育の実現を目指し、子ども一人一人の理解に努め、自主性を伸ばしながら、社会的な自立に資する支援を行っています。

また、ヤングケアラーの子どもの実態を把握するため、奈良県が行っているヤングケアラー等に関する調査により、こども・若者サポートセンターと情報を共有し、要保護児童対策地域協議会とも連携して対応しております。また、G I G Aスクール構想による1人1台端末環境を利用し、A Iを活用した相談システムを構築し、小学校では毎日の気持ちを記録、中学校では毎日の記録のほかに、1週間を振り返り、書き込める時間と環境を整えています。A Iは人の代わりにはなり得ず、A I相談システムは、子どもと先生、周りの大人をつなぐためのツールとして考え、対人相談につなげる仕組みとして、支援が必要な子どもたちの相談、支援につなげられるようにしております。

**川村議長** 葛本こども未来創造部長。

**葛本こども未来創造部長** おはようございます。こども未来創造部、葛本でございます。

私からは、こども・若者サポートセンターでの年代別対策について申し上げます。小・中学生に対しましては、こども・若者サポートセンターでの相談だけではなく、保育所、幼稚園、こども園、小学校、中学校、子育て支援センター等、子どもが所属する機関に臨床心理士の巡回相談や家庭相談員が行き、保護者の身近な場所で相談できる体制をつくっています。これは、こども・若者サポートセンターでの相談に敷居の高さを感じておられる方に相談しやすい場所をつくるためのものです。また、教育部からも申し上げましたが、G I G Aスクール構想で小学生、中学生に配布されたタブレット端末に、小学生は「今日のスタート」を、中学生には「蓮花のA I相談室」を導入しています。「蓮花のA I相談室」では、SNSを介し、匿名で相談できる体制をつくり、身近な大人である保護者や学校の先生方につなげるようにしています。これは学齢期から相談の練習をすることで、将来的にも相談することのハードルを下げる目的もでございます。不登校児童・生徒に対しましては、各学校でのケース検討会議をはじめ、こども・若者支援地域協議会学校不応部会を通して、関係機関の連携と支援を検討しています。また、不登校の中学生には適応指導教室（ふたかみ教室）を設置し、少人数でのコミュニケーションに特化した支援をしています。社会的な問題になっているヤングケアラーにつきましては、教育委員会が状況を把握した場合、こども・若者サポートセンターを通して、関係機関と連携しながら支援に当たります。具体的には、下の子どもの世話のために登校できない子どもがいた場合、関連機関と連携して必要な支援を検討します。また、高齢者、障がいをお持ちの方の世話のために登校できない子どもがいた場合は、地域包括支援課や社会福祉課と連携して福祉サービスの提案を検討します。

このように、小・中学生に対する孤独・孤立対策に関しましては、そのおそれがある状態も含め、できるだけ早い時期に発見し、子どもとのつながりを途切れさせないことが大事なことと認識しており、関係機関と連携しながら取り組んでいるところでございます。

次に、高校生から20代の若者に対する対策についてでございます。適応指導教室ふたかみ教室は、主な対象を中学生としていますが、中学校を卒業した若者にも対応しています。具

体的には、中学校卒業時に引きこもっていた若者が、何年かたって、高校入学という社会復帰を目指した場合、適応指導教室で支援するなどして、不登校傾向の子どもたちが中学校卒業後もそれぞれのタイミングで社会復帰できるように支援に当たります。また、こども・若者サポートセンターの若者相談で対応している若者には、必要に応じてこども・若者支援地域協議会若者支援部会を通して、関係機関の連携と支援を検討します。具体的には、臨床心理士による面接を通して心理支援に取り組み、ケースによっては就労支援機関に同行したり、必要があれば、医療関係の受診や社会福祉課の福祉サービスにつなげています。相談に来られた方が孤独・孤立から、その方のペースやタイミングで自立につながるように、心理支援とケースワークに取り組んでいます。

次に、子育て世代に対する対策でございますが、子育て世代に対しましては、「乳児家庭全戸訪問事業すこやか訪問」、葛城市産前産後家庭支援ヘルパー派遣事業等を行っています。「乳児家庭全戸訪問事業すこやか訪問」では、生後4か月までの乳児を持つ全てのご家庭を訪問し、子育てに関する地域資源や相談機関の紹介をしています。葛城市産前産後家庭支援ヘルパー派遣事業では、妊娠中及び出産後に体調不良や育児に対する不安等により、家事や育児を行うことが困難な方に対し、産前産後家庭支援ヘルパーを派遣し、当該家庭の家事や育児を支援しています。このほか、子育て支援センター及び児童館では、未就園児の親子を対象に親子が遊びを通して楽しさを共有し、愛着関係を深めることと、同じ年の子どもを持つ親同士がつながる機会もつくっています。子育て世帯に関しましては、こども・若者サポートセンターの事業だけではなく、母子保健事業を行っている健康増進課と連携しながら、こども・若者家庭センターとしての機能を用いて相談支援を行っているところでございます。こども未来創造部からは以上でございます。

**川村議長** 中井保健福祉部長。

**中井保健福祉部長** 保健福祉部の中井でございます。よろしくお願いたします。

最後に、保健福祉部におきましては、まず高齢者への支援の一部を紹介いたします。

まず、介護保険事業として、各種の介護サービスを行っております。

次に、ひとり暮らし高齢者台帳、緊急通報設置、まごころ弁当配食サービス、エンディングノートの作成支援などの終活支援、食の自立支援事業、軽度生活援助事業、介護予防に関する各種教室、自主運動教室開催への支援、生活応援サポーター、寿連合会活動への支援、認知症施策としまして、認知症サポーター養成講座、認知症カフェ開催への支援、認知症予防教室、徘徊高齢者SOSネットワーク事業など、また、生活支援体制整備事業などの事業を行っております。

中での事業についての説明をさせていただきます。高齢者の孤独・孤立の把握といたしましては、ひとり暮らし高齢者台帳の整備がございます。年1回、民生委員が70歳以上のひとり暮らしを把握するために、訪問し、現状の確認をしていただいております。また、住民基本台帳上ではひとり暮らしではないが、気になる高齢者に対しても訪問し、状況の確認をいただいております。

次に、支援が必要と思われる高齢者に対しましては、食の自立支援事業やまごころ弁当に

より、日頃の見守り、緊急時に対応する緊急通報の設置などの紹介も行っております。また、地域への居場所づくりのために、公助といたしましては介護予防・日常生活支援総合事業で、介護支援専門員が必要なニーズを利用者から聞き取り、サービスへとつなげております。地域での活動といたしましては自主運動教室や認知症施策の教室、寿連合会への参加を促しております。また、昨年度改装いたしましたいきいきセンターでは、60歳以上の方を対象とした憩いの場として有意義に利用していただいております。

最後に生活支援整備体制事業といたしまして、社会福祉協議会の生活支援コーディネーターが中心になりまして、地域での課題を明確化し、高齢者の社会参加への場の創出をしております。今後も高齢者が孤独・孤立しないように、地域で支え合いの関係づくりができるように支援していきたいと考えております。

次に、健康増進課におきましては、母子関係では、乳幼児健診、乳幼児健康相談、7か月児教室、両親教室などを開催し、成人に関しましては、集団健診、個別健診、健康相談、運動講座などを開催いたしまして、日頃の生活の様子やお困り事などについての相談に対応しております。

**川村議長** 柴田議員。

**柴田議員** それぞれ丁寧に説明いただきありがとうございます。それぞれご尽力いただいていることがよく分かりました。

小・中学校においては、孤立しがちな不登校生の対策として、リアルな居場所、I r o o m、バーチャルな居場所、i S p a c e、そして今年度からI r o o mプラスを開設していただき、様々な角度から対応していただいていると理解しております。児童・生徒にはタブレットを使ってのA I相談という相談システムを構築していただいております。明らかな問題を抱えていなくても何となく孤独感を感じている子どもたちの早期発見、対応につながっているのかと思っております。ほかの自治体からも多くの視察に来られるというA I相談システムなんですが、オリジナリティーがあり、A Iが入り口ですが、きめ細やかな温かなサポートをされていると私は認識しております。

高齢者の方に関しては、本当に予防から安否確認、そして支援に至るまで、手厚く事業を展開されていて、社会福祉協議会におきましても、生活支援コーディネーターの方々が中心に、お互いが支え合い援助し合える地域での取組をされていることも、すごくよく耳にしております。

さて、内閣府の孤立・孤独対策室が令和5年12月に行った人々のつながりに関する基礎調査結果を今年3月発表いたしました。全国の満16歳以上の個人2万人を対象に、孤独・孤立の実態を様々な角度から調査されました。その結果、全体の40%の人が孤独感を常にまたはしばしば感じると回答しております。特に私が注目したのは、年齢階級別孤独感です。孤独感が常にある、しばしばあると回答した人の割合は、30歳から39歳が最も多く、次に、僅かの差で20歳から29歳、そして40歳から49歳、50歳から59歳、その次にくる60歳から69歳ではかなり減少し、70歳から79歳と続き、孤独感が常にある、しばしばあると回答した人が一番少なかったのは80歳以上でした。孤独感と聞くと、どうしても高齢者の方を連想しがちです

が、多くの若者が高齢者以上に孤独感を抱いていることが分かります。16歳から19歳は、60歳から69歳と同じような割合なんです。不登校やいじめといった社会問題を考えると、見逃してはならない調査結果だとも言えます。もちろんこの結果が葛城市に当てはまるかどうかは確かではありませんが、社会環境がさほど変わらないということを考えると、葛城市でも当てはまるのではないかと私は考えております。先ほど説明していただいた年代別の取組の中で、若者に対する取組は、こども・若者サポートセンターが担っているということですが、もう少し詳しく取組内容を聞かせていただきたいと思います。

まず、相談の受け方と年間の相談件数を教えてください。

**川村議長** 葛本こども未来創造部長。

**葛本こども未来創造部長** まずは電話での相談から始まりまして、こども・若者サポートセンターへの来所のご相談に取り組んでおります。さらに、個々のケースに応じまして、就労支援機関や医療機関に同行、市役所の関係各課との連携に努めています。若者からの相談件数の実績でございますが、令和4年度では、電話相談が73件、来所相談が276件、訪問が19件、同行・連携などが199件で合計567件となっております。

**川村議長** 柴田議員。

**柴田議員** 相談件数について、私、聞かせていただいたんですけども、比較するものがないので、これが多いのか少ないのかというのははっきり分からないんですけども、相談の受け方、電話、来所、訪問というふうになっているんですけども、何かに悩んでいて孤独感を抱いている若者にとって、この相談方法というのはかなりハードルの高い相談窓口になっているのではないかと感じております。

まず、電話という手段が若い人たちにとって最適なのかもちょっと疑問に思っておりますし、ホームページで確認させていただいたんですけども、こども・若者サポートセンターの受付時間が9時から5時まで、土日祝日は受け付けていないということになってますと、後ほど紹介させていただきますが、24時間365日、チャット相談を受けているNPOでは、やはり夜の時間帯の相談が一番多いという話なので、電話という手段もそうですし、時間帯もかなりずれているのではないかなあというふうに思っております。今の若者にとってどちらかというと、SNSやオンラインを使っての相談の方がハードルはぐっと低くなるのではないかと思います。顔を見ずに匿名で相談することができれば、もっと件数も増える可能性もあり、何となく人に伝えたい、伝えることによって自分の気持ちも整理できて、少しの間だけでも気持ちが落ち着く若者もいるのではないのでしょうか。

生駒市では、先ほど少し触れましたチャット相談を24時間365日行っているNPO法人あなたのいばしょと連携して、孤立・孤独対策に取り組んでおられます。ちなみにNPO法人あなたのいばしょによると、1日700件以上の相談があり、29歳以下が8割を占めているそうです。ほかにもライフリンク、よりそいホットラインなど、全国展開で電話相談を受けている機関もあります。ただ、葛城市では早くから若者の相談窓口として、こども・若者サポートセンターがあるわけですから、現在のセンターへの電話、来所だけではない若者が相談しやすく、アクセスしやすい仕組みをぜひ考えていただきたいと思います。例えば

既にあるAI相談システムやLINEを使うことも、まず簡単ではないと思いますが、検討していただきたいと思います。また、当面それが難しいようでしたら、ホームページの子ども・若者サポートセンターのページに、厚生労働省の相談窓口情報のリンクをぜひ貼っていただきたいと思います。そうすることで時間外の対応もできるのではないのでしょうか。また、今年度から子ども・若者家庭センターも新設されましたが、センターについて、3月の厚生文教常任委員会でも説明していただいたのですが、もう一度ここでお願いしてもよろしいでしょうか。お願いします。

**川村議長** 葛本こども未来創造部長。

**葛本こども未来創造部長** まず、葛城市子ども・若者家庭センターについてご説明いたします。

子育てに困難を抱える世帯が顕在化している状況を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援体制の中核を担う目的で、市区町村に母子保健と児童福祉を一体運用するこども家庭センターの設置が努力義務となりました。葛城市では、18歳以上のおおむね40歳までを対象とするこども・若者家庭センターを設置いたしました。これまで、こども・若者サポートセンターで取り組んできた教育と児童福祉の連携に加え、母子保健事業を担当する健康増進課との連携により、妊娠期から切れ目のない支援の取組を始めております。その1つといたしまして、今年度からこども・若者サポートセンター所属の保健師が、健康増進課の乳幼児健康診査に参加しています。特に1歳6か月児と3歳6か月児の健康診査にはこども・若者サポートセンターの臨床心理士が参加して子育て相談に対応し、必要に応じてこども・若者サポートセンターで実施している子育て相談につなげています。反対に、健康増進課の保健師がこども・若者サポートセンターが担当する療育教室に参加することで、切れ目のない支援、顔の見える関係づくりに努めています。また、統括支援員を配置し、母子保健と児童福祉の一体運営のために、部課をまたいだ担当者が集まり、情報共有と支援検討のための合同会議を持っています。相談の流れでございますが、例えば健康増進課が担当する母子保健事業や子育て支援センターでは、ポピュレーションアプローチと呼ばれます一般施策を行います。ここで子育ての課題があり、福祉サービスなどにつながるハイリスクアプローチを必要とする方は、こども・若者サポートセンターにつないでいます。保育所や幼稚園に入所すれば、巡回相談員の臨床心理士や家庭相談員が、集団の中での子どもの様子を保育所や幼稚園の先生とともに見守り、保護者との相談に当たります。その後、小学校、中学校に入学した後も同様に、先生方と巡回相談員の臨床心理士が見守りと相談を続けることとなります。

このように葛城市では、こども・若者家庭センターの枠組みができたからこそ、母子保健から児童福祉、さらに教育と切れ目のない支援、支援の必要な方に必要な支援を届ける取組を進めていく仕組みがつかれるようになったと考えています。葛城市こども・若者家庭センターは、そのための建物があるわけではありません。しかし、これまで市民の皆様の近くでそれぞれの事業を行う中、顔が見える支援を行ってまいりました。その身近さの利点を最大限に生かしながら、より幅広く誰一人取り残さない支援体制を築いてまいりたいと考えております。

**川村議長** 柴田議員。

**柴田議員** こども家庭庁が示している妊産婦さんから子どもの相談支援をすることも家庭センターに、葛城市の場合18歳から40歳までのサポートが加わっているということが特徴的だというふうに思います。こども家庭センターの目的は、母子保健部門と児童福祉部門の連携を深める目的がありますが、葛城市はもう既にこども・若者サポートセンターを中心として連携ができていた中で、それがさらに強化されたものと今の説明で理解いたしましたが、まだ、4月に始まったばかりですので、どのように機能していくかは注目していきたいと思っております。ただ、他市町村に設置されているこども家庭センターの多くは、窓口を設け、市民に分かりやすくされているのですが、葛城市はそうではありません。市民にどのように周知されるのでしょうか。

**川村議長** 葛本こども未来創造部長。

**葛本こども未来創造部長** 広報かつらぎ6月号にも掲載いたしました。窓口といたしましては健康増進課とこども・若者サポートセンターでございます。周知の方法につきましては、広報かつらぎに毎月こども・若者サポートセンターのコーナーを設け、家庭相談、教育相談、若者相談のコラムを載せて、周知に努めさせていただいております。

**川村議長** 柴田議員。

**柴田議員** ありがとうございます。今月の広報をちょっと見させていただきましたが、相談窓口が新庄健康福祉センターとこども・若者サポートセンターと2つありまして、以前と何ら変わらないのかなあというのと、支援内容もそこには書かれていなくて、具体的にどういう支援をしていただけるのかということもはっきりしなくて、正直、とても分かりづらい印象を受けました。そしてホームページも確認したんですけれども、ホームページにはまだ掲載されていないようです。他市町村のこども家庭センターがオープンしたときは報道とかもかなりありまして、よく分かったんですけれども、葛城市民の方が、うちはどうなっているのかなあというふうに思われる方もいらっしゃるのじゃないのかなあと思いました。周知の方法をもうちょっと工夫していただいて、市民に分かりやすく知らせていただくように要望しておきますと同時に、こども・若者サポートセンターについても、私は周知が十分でないというふうに感じております。このことは川村議長も一般質問などで何度もご意見されていることなんですけれども、こども・若者サポートセンター、長くされているわけですが、その存在すら知らない市民の方も、正直おられるようでして、まして広報を見るかなあと思うような若者にはほとんど知られていないのではないかと思います。インターネットで若者、相談、葛城市と検索すると、確かに葛城市のホームページ内のこども・若者サポートセンターの案内が出てきますが、言いにくいんですけれども、なかなか相談しようかなというような気持ちにさせるようなページではなくて、もうちょっとデザインを工夫していただいて、安心を与えられて温かい気持ちになるようなデザインでアクセスしやすいようにしていただけたらなと思っております。先ほど言いました電話、来所ではない方法として、メールというものがあると思うんですけれども、こども・若者サポートセンターのページのメールのところをクリックいたしますと、お問合せフォームが出てくるんですけれども、そこには必須で名前、住所を記入しないといけないということになっています。多分もうここで悩める若

者はやめると思います。やはり、顔というか、本人の素性を知らないで、まずは何か相談したいなという方がほとんどではないかなあとと思いますので、同じようなサービスをしている団体がありますので、そのホームページなどをぜひ参考にさせていただきたいなあとというふうに思います。そう考えますと、こども・若者サポートセンターに相談に行くというところに行き着くまで、かなりたくさんハードルを越えないといけないなあとというふうに私は考えております。ぎりぎりのところに立っている人もいるのではないかとすると、本当に相談しやすい仕組みづくりを考えていただきたいです。

第3期葛城市健康増進計画に出ているのですが、平成29年から令和3年にかけて、本市の自殺の標準化死亡比、標準化死亡比というのは、年齢構成が異なる地域間において死亡状況を比較することが可能になる指標なんですけれども、その指標が、全国を100として葛城市は男性117.5、女性109.5と、全国そして県を上回っております。年齢別でいうと、19歳以下、20代、30代、40代の自殺死亡率が高くなっています。そういったことから、とにかくそこに相談する場所があるということを知るだけでも救われる命があると私は考えます。ぜひ周知の方法を工夫していただけるようよろしくお願いいたします。

毎年5月は孤独・孤立対策強化月間となっております。2020年から始まりましたが、本格的に始動したのは今年度からです。葛城市では孤独・孤立に特化した啓発活動はされているのでしょうか。

**川村議長** 中井保健福祉部長。

**中井保健福祉部長** 内閣府におきましては、深刻化する孤独・孤立の問題につきまして、理解の浸透や対策の機運を醸成することを目的として、毎年5月を孤独・孤立対策強化月間とし、集中的な広報、啓発活動を行うとされました。葛城市におきましては、期間中に集中的に行った事業はございませんが、現在行っているそれぞれの事業を着実に進めながら、今後も引き続き国の動向を確認しながら、啓発活動の方法も研究してまいりたいと思っております。

**川村議長** 柴田議員。

**柴田議員** 孤立・孤独は様々な問題が絡み合っています。それぞれの担当課ではそれぞれの課題に合った啓発活動はされていると私は認識しているのですが、啓発月間は、行き場のない当事者に相談窓口の情報を提供したり、周囲の人たちがどう援助できるかということを考えたりできる貴重な期間にもなります。これから国ももっと啓発活動を充実させていくと思いますので、本市でもぜひ市民への周知、啓発をお願いいたします。

私としましては、市民同士が支え合うという意味でも、悩んでいる人に気づき、声かけできる人、ゲートキーパーの育成にぜひ力を入れていただきたいと強く要望しておきます。また、孤立・孤独を早期に発見、そして防ぐためにも、居場所は大切だと考えます。子どもたちの居場所、子育て世代の居場所、高齢者の居場所、マイノリティーの人たちの居場所、そしてあらゆる世代が交流できる居場所など、市内には十分とは言えませんが、それなりにあるのではないかと考えておりますが、唯一思い浮かばないのが若者の居場所です。10代、20代の市内の若い子たちと話をしますと、同世代と気軽に集まれる場所が市内にはないんだよなということをよく聞きます。先日、天理市駅前のコフフンに行きました。駅前広場なんて

すが、階段状になっていて、座ってお友達と話している学生をたくさん見かけました。葛城市も、大きくなくても気軽に話せる駅前広場があればいいなあというふうに正直思いました。葛城市には近鉄の駅が5つ、JRの駅が1つありますが、現在のところそのような広場は1つありません。當麻複合施設がそのような役割をしてくれるのではないかとという期待もありますが、もっとまちのあちこちにあってもいいのではないかと考えております。

このように考えると、まちづくりそのものが孤独・孤立対策にもつながってきます。孤独・孤立は個々様々な要因で起こってきます。重層的な支援が求められる中で、行政と市民の協働、市民同士のつながり、官民連携、広域連携など、あらゆるつながりが重要だと考えます。葛城市地域福祉計画にもそういうことがうたわれておりますが、つながりを意識したまちづくりについて見解を聞かせてください。

**川村議長** 中井保健福祉部長。

**中井保健福祉部長** まず、孤独・孤立対策推進法の基本理念といたしまして、孤立・孤独の状態は人生のあらゆる段階において、何人にも生じ得るものであり、社会の変化により、孤独・孤立の状態になることへの予防の観点からの施策も含め、社会のあらゆる分野において孤立・孤独対策の推進を図ることを目的としております。

葛城市の地域福祉計画の基本理念といたしまして、「人とかかわりつながることで自分らしく暮らせるまちかつらぎ」と定めております。その中で、基本目標の一つに、一人ひとりを支える地域づくりという項目がございます。この目標に向けた施策といたしまして、みんなの顔の見える関係づくりの推進、地域での孤立をなくす取組の実施、福祉に関する情報発信や知る機会等の充実、SOSを発信しやすい環境づくりの推進を挙げており、市民、地域、市、社会福祉協議会がそれぞれに取り組むことが記載されております。現状といたしましては、例えばひとり暮らしの高齢者の方への見守り活動を民生・児童委員の皆様と連携して行ったり、生活支援体制整備事業により、社会福祉協議会から地域に出向いて、互いに支え合う地域づくりを進めたりと、地域に根づくような様々な活動を行っており、今後も幅広く進めていきたいと考えております。それらの取り組むべき事項を踏まえ、孤立・孤独対策の推進として、世代を超えたまちづくりとしてどのような施策を進めていくべきかをさらに研究させていただきたいと考えております。

**川村議長** 柴田議員。

**柴田議員** 本当にそれぞれの課では孤独・孤立対策とは言っていないなくてもそれにつながる課題解決のために様々な事業を展開しておられます。ただ、先ほども言いましたように、孤独・孤立に至る要因は複雑に絡み合っていて、1つの課だけでは解決しないことも多く、横断的な支援が必要になってきます。孤独・孤立の連携の新しい切り口として考えていただいて、様々な観点からのつながりを構築していただきたいと思います。

最後に、昨日増田議員も一般質問の中で言及されておりましたが、今年4月、人口戦略会議が発表した消滅可能性自治体リストが波紋を呼んでおります。その分析では、葛城市では県内で唯一、100年後も持続可能性が高いと考えられる自立持続可能性自治体と位置づけられています。この分析結果の公表には、地方創生の専門家や大学教授が疑問を呈してお

られます。また、島根県知事をはじめ、多くの自治体の首長が、誤った世論誘導をしていると批判もされております。いろいろ見方があるとは思いますが、この分析は人口統計だけを軸にした分析です。少子化問題は国全体の問題です。今回の発表によって、ますます自治体間の住民の争奪戦が激しくなるのではないかと懸念もされております。葛城市はそのようなことに左右されず、孤立・孤独がなく、人々がつながり、安心して幸せに住み続けられるまちづくりに注力していただけるようお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**川村議長** 柴田三乃議員の発言を終結いたします。

次に、14番、藤井本浩議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

14番、藤井本浩議員。

**藤井本議員** それでは、皆さん、おはようございます。今回、一般質問、いつもですと1問ないし2問しかしないんですけども、今回3問させていただきまます。

1問目につきましては、新しく私の意見をまた提案として述べさせていただきたいと思えます。2問目、3問目につきましては従来から何回か申し上げていることで、その後どうなったのかというおさらいというんですか、その経過をお示しをいただきたいと、このように考えております。

一番最初の1番目の問題、おもいやり駐車場というのがございます。これ、2種類あるんですけども、私が言おうとしているのは、車椅子を使う駐車場、これはどこの自治体も、また、葛城市内の公共施設にもあるわけですけども、今日のようなこんな雨のときに、車椅子で降りる、また、介助者がいる場合でも大変なわけです。ましてやこれからの時代、介助者がいなくて、自分で車椅子で行動される方、屋根がないところで降りるというのは非常に至難の業というふうに考えております。今日雨が降っておりますので、皆さん方も想像してもらいやすいであろう日になったわけでございますけども、このことについてのお考え、また、ご提案をしながらお考えを求めていきたいというふうに思えます。

2番目は防犯カメラの設置についてであります。市も設置をしておりますけども、この設置費用の補助制度を創設してくださいということについても、以前に申し上げているわけですけども、それについて再度申し上げたいというふうに思えます。

3番目が自治体の交流についてであります。このことにつきましては、ここで先に申し上げておきますけども、阿古市長が就任をされてすぐに私が一般質問をさせていただいて、やはり海外の交流、また、国内の交流事業というのは、グローバル化の中で非常に必要であるという、お互い共通した認識の中でやっといこうということで質問させていただいて、2年以内に、国際交流を2か所、国内交流を2か所果たして行くという断言をされました。その後、一向にその進んでいる声が聞こえてこないわけでございますけども、このことについて質問をしてみたいです。

続いては質問席で行いますので、3問あります。時間的にも急ぎますけど、よろしく願いをいたします。

**川村議長** 藤井本議員。

**藤井本議員** それでは、そんなに頭の中、難しく考えてもらわなくてもええと思います。国際シンボルであります車椅子のシンボルマークを書いてある駐車場、葛城市にもいろんなところに設置をしてあるわけでございますけども、今日のようなこんな雨、非常に大変でございます。通告書にも先に書かせていただいたように、国土交通省が示している車椅子使用者駐車施設などの適正に関するガイドライン等、幾つかのガイドラインが国土交通省から出ておりますので、これを申し上げていると、もう時間がないので、このことを踏まえた上での質問ですということをおっしゃるので、それについて端的にお答えをいただいたら結構でございます。

それでは、まずこの葛城市も、多くの施設というものがございます。公共施設のおもいやり駐車場というのは2種類あるわけですが、おもいやり駐車場の各施設、全体として、ここはこう、ここはこうというような説明まではもう結構ですから、どういう、全部ついてんのか、どれぐらいの割合でついてるとかというふうな形の、全体としてお示してください。

**川村議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 総務部の林本です。よろしく願いをいたします。

本市の公共施設における障がいのある方などが利用できる駐車区画の現状についてお答えをさせていただきます。

まず、障がい者等の駐車区画は大きく分けると、車椅子の方に優先してご利用いただける、ほかの区画より広い幅の区画と、広い区画は必要のないものの、移動に配慮が必要な方にご利用いただけるよう、入り口に近い場所に設置した区画がございます。本市では前者につきましては、国際シンボルマークのいわゆる車椅子マークを表示し、後者につきましては、奈良県おもいやり駐車場のゆずりあい駐車区画として設置をしております。そこで、本市の各公共施設におきまして、指定管理施設並びに学校施設を除く市民の方が利用される新庄、當麻両庁舎をはじめ、15の施設を確認いたしましたところ、全ての施設に車椅子マークの駐車区画は設置されております。また、おもいやり駐車場のゆずりあい駐車区画につきましては、新庄、當麻両庁舎2か所に設置をしております。

**川村議長** 藤井本議員。

**藤井本議員** 今のでよく分かりました。おもいやり駐車場は市内の駐車場の各施設に全てつけてあるということでございます。幅の広い車椅子用の駐車場も市役所にはつけていると、こういう説明だったであろうかと思っておりますけども、具体的に今日のような、ほんまにこの雨のとき、来られた市民に対する配慮といたしますか、どのようにご案内されてるのかというのをちょっとお聞きしておきたい。どうしてですかということをおっしゃられるのか。どうしたらいいのか。雨の日に車椅子で市役所に行きたいという方に、どうしたらいいのかということをお聞いたらどうお答えされてるのか、なかなか難しい質問してるかわからないですけども、今現状、雨の場合どういう対応してるのかと、こういう質問に変えます。雨天の場合、じゃあ、市はどういう対応してるのかということをお答えください。

**川村議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** まず、車椅子マークの、今、申し上げました駐車区画、また、おもいやり駐車場区画

のゆずりあい駐車区画ともに、施設までの入り口において、アプローチというか、そういったところにおいて、屋根など雨をしのげる設備というのは設置をしておりません。一般的には、私どもが申し上げているのは、施設にもしひさしがあれば、まずそこで乗降していただいて、改めてその駐車区画のあるところへ止めていただくと。ただその場合は介助者の方もおられるというご協力もいただかないといけないというふうに考えておりますので、そういったご提案というか、お願いをしております。

以上です。

**川村議長** 藤井本議員。

**藤井本議員** 今、いいことをおっしゃったと思いますよ。実際、今の駐車場、車椅子用の幅広の駐車場があっても、雨でこんなときに介助者がいてたってできないですよ。もし言われるのであれば、もうレインコートしてください、かっぱ着てやってくださいというぐらいしかですよ。実際に着てやってはるときもありますからね。でも、今、部長はええことをおっしゃったけども、乗り入れのときだけでもここでしてくださいということを言ってるのであれば、理事者の皆さん、市長も、そういう区画を、ここでお乗りしてくださいという屋根のあるスペース、また、ひさしのスペースをつくっていただけないですか。これは今後の検討課題にしてください。今はそれでいいと思います。すぐになかなかできないけども、乗り入れだけでもここでしてと、雨の日だけね。それで、駐車場行ってということは今部長おっしゃったわけでしょう。だから、そういったところをできるのであれば、私はいいお答えをいただいたと思います。

次に参りたいというふうに思います。結論的に、屋根とかひさしが必要やということをお願いわけですよ。県内他の市町村、私も幾つかの市を見に行ってみましたが、市がつかんでいただいている、また、私がこの通告をしてから調べていただいたと思いますが、市役所という本庁舎というレベルで、市だけでも結構でございますので、県内ではどういう状況であるのか、お示してください。

**川村議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 奈良県内12市の状況でございますけれども、直近3年以内に本庁舎を新築されました大和高田市、大和郡山市、桜井市、五條市につきましては、障がい者用の駐車区画と庁舎入り口までのアプローチにおいて雨をしのげる構造となっております。その他の市につきましては、雨をしのげるような設備などは設置できていないようでございます。

**川村議長** 藤井本議員。

**藤井本議員** お答えいただいた、そのとおりであろうかと思えます。

やはりもう時代というものが変わってきて、ここを建設した当時、そういう考え方というのは一般的にはなかってんやろなということが推測できます。しかし、昨今、バリアフリー化、いわゆるそのバリア、障がい者の壁を取り除くと、バリアフリー化とか、障害者差別解消法とかができてきて、だんだんとその考え方が浸透してきた。新しい市役所を建てられている、私も五條市も大和高田市も近くですので、新しく見てきましたけども、もう玄関の横に屋根がずっと続いていて、そういうスペースがありますよね。結局はもう、ぬれないでそ

のまま車椅子のまま市役所に入っていける。こういったところがございます。また、お隣の、隣接する御所市も香芝市も見せていただきました。御所市なんかもやはり屋根等はないでしたけども、しかし、ここがスペースだと言わんばかりに大きく色を塗って、工夫をされているというふうに感じました。ここは優先的な障がい者の方のスペースだよというような、本当にもうきらっと光るのが目に入るようなところですよ。香芝のほうでは、点字ブロックというものをつけて、そこからいろんな方、障がいの方もおられます。点字ブロックがあってそれが市役所の通路まで来られる。思いやりの気持ちというのがどこかには見えました。今、葛城市を見たときに、今改装されてますから、次に、どうされるか、やってくれはるのかどうかというのは後で聞きますけども、私は見た中で、近隣を見た中で、その部分においては葛城市一番劣ったと思いますね。もう一番ワーストやったと思う、私が見てきた中で。思いやりというのがどうも欠けていると思いましたですね、市役所だけを取ったらですよ。やっぱりこのおもいやり駐車場というのは名前だけでなく、個々何かの工夫をする、手すりのあったところもあったと思います、ちょっとだけですけども。そういったものをご検討いただけたらというふうに思いますけども、じゃあ、次に進めてまいります。

じゃあ、実際に葛城市、今この庁舎、工事をされてるわけですよ。私にこれに注目をし出してから、言うたって割と車椅子の方が乗って、窓口によく来られてますよね。来られてるじゃないですか。どこから入ってはるかなと思ったら、南のほうから入ってこられてる。これが一番よく私は目にするものであります。駐車場、おもいやり駐車場ということで統一したいと思いますが、その駐車場自体は北側にある。これを今度改装されるわけですけども、今後どういう形に、どのように改装される予定なのか、まず簡単に教えていただけないでしょうか。

**川村議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 今、ただいまのまさに今、新庄庁舎のほう、改修工事を進めている段階でございます。

まず、駐車場、いわゆる障がい者の方の駐車場区画であったり、おもいやり駐車場区画につきましては、今現在、北側の駐車場に集中しているものを前のロータリー部分、南側の正面ロータリーの部分をバリアフリー化と申しますか、もう一回きちっと地面のほうをバリアフリーという形にさせていただいた後に、そちらにも駐車場、おもいやり駐車場であったり、障がい者の方の駐車場区画を振り分けていきます。もちろんそこからもアプローチ入り口のほうはできるようになりやすいと思いますし、また、北側の駐車場につきましては、ちょっと段差がございますので、車椅子の方でも、行き来できやすいように、駐車場、いわゆるおもいやり駐車場と障がい者区画から段差を解消するために、スロープを設けて、こちら北側からも入りやすいように、今、改修のほうを行っております。

**川村議長** 藤井本議員。

**藤井本議員** 今、北側にあるのでずっと話を進めてきましたけども、南側に造ってほしいと、希望も話をしたかったところですけども、それで南側にそういうスペースをつくってくれはるということですよ。それについては、もう部長の答弁で、これからそうやっていくということですので、そういうことでお願いします。

できるならば、ご検討いただけるのであれば、屋根とかひさしを伸ばす、これは構造的なものがございますので、そういったものをクリアしないとできないというのは分かっていますから、よく考えていただくように、まずそれはお願いをしておきたいと思います。

市役所のことは分かりました。市全体にまだこの屋根やひさしというものがないわけですよ。市役所に来られる方も、各種施設へ来られる方も一緒やけども、ましてや老人の、よく高齢者の方が行かれるゆうあいステーションとか、いきいきセンター、こういったところにはぜひ必要やと思います。こういう具体的な施設のみを捉えるんじゃなくて、公共施設の在り方、駐車場の在り方ということで、今後私は屋根やひさしをつけて、そういう移動というのを容易にする、配慮するということが必要であろうかと思っています。障害者差別解消法というのも今年改定されて、一般企業にも導入をされて、今まで努力義務であったものが義務化されたということですよね。それにいち早く動いているほかの市もございます。一般企業にやってくださいというのであれば、やはり市が率先してするというのが当然であろうかと思っています。そういった意味から、今後の考え方、今後施設というものの考え方について、考えを求めておきます。

**川村議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 本市といたしましては、障がいのある方などが雨天時でも安心して公共施設をご利用いただくことは非常に重要なことであると認識をしております。今後新たに施設を新築、増改築などを行う場合には、障がいのある方などに優しい、利用しやすい施設になるよう設計の段階から配慮してまいりたいと考えます。一方、既存の施設におきましては、でき得る限り雨天時でも雨にかからないような設備の設置が可能かどうか調査してまいりたいと考えております。しかしながら、施設には昭和の終わりから平成の初めにかけて建築された施設が多く、バリアフリー対応が難しい施設があるのも事実でございます。それぞれ土地の段差、形状、景観、敷地における施設の配置の問題もございまして、そのほか、規制や法令を守ることも重要でございます。このような様々な課題を解決するために、駐車区画の位置の変更やひさしの延長なども含めて創意工夫を行い、全ての方が安心して利用できる公共施設を目指していきたいと考えております。

**川村議長** 藤井本議員。

**藤井本議員** 今おっしゃったように、これから新築していくというのは少ないであろうかと思いますが、新築や改築工事を行う場合には、必ずそれというものを考えた上で設計をしていただくということをお約束をしていただきたいと思いますというふうに思います。私の思ってるのは、今年の終わりぐらいからですか、当麻複合施設も工事に取りかかれる。あそこなんかは、もう既に正面玄関に歩けるように屋根がずっとありますよね。だから、うまく使ってそこを利用してできるようにしていただけたらというふうにお願ひしておきます。

また、新庄にありますいきいきセンター、これも改装は終わりましたが、私はいきいきセンターの委員でもございますけど、今、駐車場が狭いということで、駐車場を増やそうということで調査の予算化もしていただいています。今後駐車場を工事するとかいうときに、そういうことも踏まえた上で、葛城市も徐々に徐々にでもいいから、そういう思いやりと、

言葉だけでなく思いやりというものをやっていただきたいと思います。

打合せのときに部長なかったけども、私は屋根のあるところで、乗り降りの場所、それはええと思いますよ。ここを乗り降りだけに使ってくださいということで、ただ、置いたらあきませんよと。駐車場じゃないけど、乗り降りに使ってくださいという場所、ないのであれば、どっかに設けたらどうです。例えばゆうあいステーション、正面玄関、ここで乗り降りできるようにするとか、そういうふうにされたら非常にいいこと、私は求めたいなということをおもっていましたので、そのようにしていただけたらというふうに思います。

それでは、3問のうち1問をちょうど20分で終わりましたので、次の2問目に入ってまいりたいと思います。

防犯カメラの設置費用の補助制度というものを考えてくださいということを今回申し上げますけども、防犯カメラについては、ずっと以前から一般質問をしてまいりました。議事録を残したものがございまして、平成27年、これ、山下市長のときですけども、このときにも、防犯カメラというものがもっと必要じゃないかと。このときの答弁を見ると、葛城市にはこのときだと、平成27年だと、8基しかついてないということとございまして。私はこの質問をしたときに、ちょうどこの直前にというか、この質問する前に、思い出していただけるであろうかと思いますが、香芝市で、香芝市の女の子が誘拐をされたという事件がございまして、ホームセンターであったか、リサイクルセンターであったか、ちょっと忘れちゃったけども、皆さん方も記憶にあるであろうかと思いますが。こういうことも身近であって、つけやなあかんでということをおし上げました。それまで毎年ちょっとずつつけて、今、申し上げたように8基であったものが、よっしゃ、分かりました、50基つけますと、こうおっしゃった。すごい予想しない答えというものをそのときにいただいたということをお覚えているし、議事録でも残っています。市長、補助金、このとき切れたけども大丈夫かと言ったけど、補助金どころの問題じゃないと。単独でもやっていきますよということで、私は意気込んでやっていきます、このように前の山下市長は答えになりました。そういうことも踏まえて、今、市内の公共として市内で設置している防犯カメラというものがこれ以降どういう推移で来て、推移というか、今何ぼというんじゃないかと、それ以降どういうふうな形で来たかというのを教えていただきたいと思っています。

**川村議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 総務部の林本です。よろしくお願いをいたします。

葛城市が設置している防犯カメラにつきましては、平成28年度から設置しておりまして、平成28年度に20基、平成29年度には15基と順次設置を進め、令和5年度末において合計66基となっております。令和6年度では新たに3基の設置を予定しておりまして、今年度末において合計69基となる予定でございます。

**川村議長** 藤井本議員。

**藤井本議員** 前の山下市長ともよく言い合いもしましたけど、やるぞと、自分で意気込んでますと言わっただけあって、これをされましたですね。言うた翌年から、27年度に言って28年度にも20基つけはったんですね。その翌年度も15基、ただ、ここで市長が交代されたの

で、阿古市長はそれを引き継いでやられたということについては、私も敬意を表したいというふうに思いますけども、それが終わってから、もうこれで十分なのかというふうな形のごとく、毎年は増えてるんだけど、鈍化してる、50基はついたけども、それ以降、令和5年度では66基で、今年は3基、その程度のものでやっておられるということですね。防犯カメラ設置の推移というものについては、現状というのは分かりました。

次に参りたいと思います。防犯カメラを設置するときに、従来からやり取りする中でよく言われたプライバシーの問題とか、そういったことで、なかなかつけにくいねんというのが防犯カメラ設置のときの問題点があったであろうかというふうに思います。そういったところ、今現在時代も変わってどうなってるでしょうか。

**川村議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 防犯カメラを設置し始めた当時は、プライバシーの問題などに不安の声があったと聞き及んでおりますが、防犯カメラが事件解決や犯罪抑止の観点から非常に有効であるという認識が市民の方々にも浸透し、現在ではそのような声を聞くことはほとんどございません。

**川村議長** 藤井本議員。

**藤井本議員** そうですよね。私も長く議員をさせてもらってますけども、確かにプライバシーの問題、人権の問題とかいうことをおっしゃる場合もあったし、国の裁判等でもそういうのがありましたけども、今、事件解決、また抑止ということで、全て事件が起きたら何でも防犯カメラで解決をされてるという時代ですので、ほとんどないということにはよく分かりました。

ちょっと横道にそれるかわからないんですけども、まちだけと違って、学校の安全という面から、学校での設置状況ということもここで一度確認しておきたいと思います。先ほどから言ってる、今、葛城市で六十何基ついてるのは、これはまちについてるということで、学校についてるというのは、その別にということでお答えください。

**川村議長** 勝眞教育部長。

**勝眞教育部長** 教育部の勝眞でございます。学校施設における防犯カメラの設置状況につきましては、平成14年から平成17年にかけて、市内の幼稚園、小学校、中学校の全ての出入口に設置しており、設置数は37か所でございます。また、設置から年数が経過し、老朽化したものについては、随時設備を更新しているという状況でございます。

**川村議長** 藤井本議員。

**藤井本議員** 多いにこしたことはないですけども、学校のほうでも全部で37か所、中学校2つあって、小学校が5つ、それに付属する幼稚園ということになってくると、数でいうと、大きさ、学校の規模にもよるかと思いますが、平均すると、今のでいうと、1校には3つぐらいの防犯カメラがついてますよと、あくまで平均ですよ。こういうことで子どもを守ってるということはそれはそれで結構です。新しい設備も更新しているというご答弁もございましたので、次に、行かせていただきたいと思います。

それでは、全部調べていただくというわけにはいかないですけども、やはり我々も議会もさせてもらってる市役所、今は新庄のこの庁舎と當麻庁舎がありますけども、市役所の中、中というのは敷地の中ではどういう状況になってるでしょうか。防犯カメラの設置状況というこ

とでお答えください。

**川村議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** まず、新庄庁舎、當麻庁舎につきましては設置しております。そのほか主要な公共施設17施設につきましては、設置している施設が9施設、設置していない施設が8施設となっております。

**川村議長** 藤井本議員。

**藤井本議員** 1つ1つの施設について問題というのは、これ、取り上げていくと私の持ち時間がございませんので、全体としての話で、庁舎には全部設置しております、その他主要な公共施設17のうち、約半分ですか、半分はつけてるということですよ。ちょっと確認だけしとくんですけど、市役所は全階に、全階というんですか、これ、5階建てやけど、打合せに入っていないんですけど、5階それぞれの階につけてるということによろしいか。お答えください。

**川村議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** こちら新庄庁舎におきましては、各階に設置しております。

**川村議長** 藤井本議員。

**藤井本議員** よく分かりました。

市役所に、中で何かあればあかんということで、市役所の中での守られているということについては、これでよく分かりましたけども、やっぱり、市民のもっと守っていかなあかんというところら辺からいくと、これを増やしていかなあかんと思いますけども、私の住んでいるのは新庄区です。新庄区の中に小字というんですか、屋敷町というのがあるんですけども、公民館も、屋敷跡というところ、ここで、今年のお正月に、皆さん新年の会議をしたときに、そのときに防犯カメラをつけようということが決まって、それを自治会でつけましようということになりました。これをついこの間、5月の末から6月に設置をしていただいたところでありました。そういったところから、地域での、個人じゃなくて地域でつけることの必要性というのは、私はあると思うんですよ。なぜかという、一律に考えられないと思うんです。私の家、大体の方はご存じだろうと思いますけども、中学校の横にあります。学校の横でもあるし、神社もございまして、屋敷山の公園もございまして、山麓線も通っています。となると、やはり何かこう怖いところがあるということで、地域の方、うちらは50軒、60軒ですけども、そこでみんなでつけましようということで、補助金制度、前も言いましたけども、なかなか進まないのもう補助金関係なくつけていこうということでつけました。つけていただきました、役員がね。やっぱり安心ですよ、つけていただくということになると。先月の20日過ぎであったであろうかと思えます。多分市役所あたり、周辺だと思えますけども、大きな事件があつて、ちょうど私が家にいたんですけど、インターホンが鳴って出たら、警察です、警察ですと言われたら、何もしてないけども、びっくりするときありますよね、インターホンに顔だけ映って。何やったかという、事件があつたので、防犯カメラ、私の家にもついていたので、防犯カメラを見せていただきたいということで来られました。どうぞということやったけども、途中で、その犯人を、逃亡経路を調べてるんだということでしたけども、ほかの道を通つたということが分かつたので、最終的には見ていただ

くことはなかったけども、警察というものについても、警察もやはり防犯カメラを頼りに捜査というものをされているのが現状であります。ここで、そういった自治会とか隣組というんですか、集落というんですか、そういうところで防犯カメラつけようという話になったときに、そういうところにつけてる設置状況というか、こういうのをつけるんだけどご相談があったとか、葛城市として今、言うてるように、葛城市で六十何か所つけているということやけども、地域でつけてもろてますねんと、今、私が言うたような、こういうのを把握されてる分というのはございますでしょうか。

**川村議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 自治会などや隣組が設置されました防犯カメラにつきましては把握をしておりません。

**川村議長** 藤井本議員。

**藤井本議員** この間、元警察の出身者の方と話をしていると、今、車のナンバーで、どこを通ったかと、Nシステムというんですか、そういうので、車のナンバーさえ分かれば、どこを走ったかというのが、もちろん全てじゃないけども、警察のほうで採用されて、それで事件の解決をされてる。例えば、奈良県で、私は今回防犯カメラというのは事件性の話をしていますから、ちょっとそれは誤解のないように、例えば大阪へ行かれたら、車の番号さえ分かれば、どこを通ったかというのが分かるようなそういうシステムになってるということをお聞きした。テレビドラマでも出てくるので、なかなか警察というのはそれをどこにつけてると言わないですけども、今、そういう状況になってるわけですよ。でも、それは、ナンバープレートを打ち込んで初めてどこを通過したというのが分かるわけですよ。やっぱり、その本元というんですか、その現場が分からないと、何ぼそのNシステムというのがあったとしても、それで犯人を追いかけるということはできへんというふうに思います。そういった意味から、防犯カメラというのは必要やと思うんですけども、話がちょっとずれて申し訳ないけども、じゃあ、葛城市内で、今、犯罪件数というのはどのようになっているのか、ごく簡単にお示してください。

**川村議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 葛城市内における刑法犯認知件数でございますが、直近3年間で申し上げます。令和3年中、これは令和3年1月から12月までとなりますけれども、令和3年中では全体で136件、令和4年中では全体で104件、令和5年中では全体で140件となっております。令和5年の内訳といたしましては、住宅対象の侵入窃盗、これが8件、事業所等侵入窃盗、こちらが12件、特殊詐欺5件、車上・部品狙い6件、自動車盗1件、自転車・オートバイ盗42件、その他の刑法犯66件となっております。

**川村議長** 藤井本議員。

**藤井本議員** 今ご説明をいただきましたように、以前聞いたときはもっと多かったですね。こういった事件も徐々に減ってると思います。それはやはり、今、昨今この防犯カメラでいろんな摘発をされてる、捕まっているという現状から、事件というのが減ったほうが、絶対いい、もちろん誰もがいいわけですよ。であったとしても、今言わはったように、136件とか、百何件、1か月に10件以上、そういう軽犯罪であろうことですけども、発生してるわけですよ。住

宅侵入というのも、私もその辺まで知らなかったけど、年間で8件もあるんですよ。そういう、これがどういう危険なところに行くか分からないですよ。テレビを見てると、私、この間から、どうも、滋賀県でしたっけ、保護司の方が、刑務所から出られて保護してる方に殺害されて、もうこの方、お悔やみ申し上げますと言いたいんですけど、新庄博志さんという方で、何か他人とは思えないようなお名前の方、こういう事件というのもどこで起きるか分からないわけですよ。もっと葛城市も今のところ軽犯罪では、その程度が多いのか少ないかは別にして、やっぱり月10件ぐらいは起こってんねんという認識の下で話を進めてまいりたいと思います。

設置費用補助制度というのは、奈良県全体を見たときに採用しているところもございます。やっぱり需要があるかと思います。奈良県の状況だけでもいいから教えてください。

**川村議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 県内の12市と、近隣ということで北葛城郡4町を合わせた16市町における防犯カメラ設置に係る実施状況についてお調べしましたので、お答えいたします。

まず、市町が直接設置しているのは、葛城市を含めて4市1町でそのほかの8市3町につきましては、自治会などで設置し、その設置費用に対し補助金を交付されております。

**川村議長** 藤井本議員。

**藤井本議員** 県内12市と北葛城郡の近隣4町を調べていただいて、16市町のうち、8市3町について、自治会等の設置に対して補助金を交付されてると、こういうお答えをいただいて、言ってみれば、ほとんどのまち、ほとんどまでいかない、半分以上はこの制度を取り上げられてるということですよ。

もう少し話を進めていきたいと思いますが、令和4年、今年令和6年やから、2年前の第1回3月議会のときに、ちょうど私が、葛城市の不登校生は何人いてんのということで、100人を超えましたという答弁をいただいたときの、もう一つの一般質問の中に、防犯カメラの設置の補助金制度というものをつくってはどうかということを質問してるんですけど、このときのその当時の部長は、プライバシーの問題があると、プライバシーの問題というものがまだ全国的にも環境的にもある中で、市が補助するということについては、今後検討していきたい、このように当時の部長は答えられた。私も、それやったらそうやなど。問題があるのに、補助は、葛城市が補助するということについては問題があるなど、私はそのときに納得をしました。そこから2年半ほど今たったわけです。先ほどの部長の答弁では、もうプライバシーの問題とかはなくなってるということですよ。だから、その障壁というんですか、そういうのはなくなった。2年半前にもらった答えとは今、違って、そういうプライバシー、人権の問題はなくなったと先ほどお答えをいただいた中で、防犯カメラの設置というのは、そろそろ葛城市も導入してもええのと違うかと、もう遅いぐらいと違うかと。先ほど言うたように、私の地域ではもう走って先につけましたから。そういうふうにしてはる方も多し、そういう問題というものをクリアできたのであれば、そういう制度をつくってほしいという要望に対して、市としてのご見解を求めたいと思います。

**川村議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 令和6年度設置分で、令和5年度までの大字要望としていただいている分の中で、警察協議を実施した上で必要とされる場所につきましては全て設置完了となる予定です。しかし、今後も様々な理由などにより、大字からの防犯カメラの設置要望は出てくるものと推察をしております。

防犯カメラは市内の犯罪抑止や事件解決の糸口という観点から非常に有効であると考えてきた結果、先ほども申しましたとおり、現在までに市内66か所、今年度で新設3か所を加えますと69か所のカメラを設置しているところではございますが、やはり財政面での負担もかかっておりますし、今後は更新や修繕も必要となってきます。先ほど、プライバシーは問題なくなったというお話もありましたけど、プライバシーの問題は、やはり映した、記録したその映像を不適切な管理とかがあれば、当然、プライバシーには大きな問題があるかと考えておりますが、市民感情としてそれは薄れてきたという意味で私は申し上げました。すいません。それと、そういうことで含めて、今後、防犯カメラの価格というのも普及率とともに以前に比べて安価になってきている現状も鑑み、先ほど申し上げました他市町村でも既に取り組んでおられます防犯カメラ設置に対する費用助成という方法も視野に入れながら、検討してまいりたいと考えております。

**川村議長** 藤井本議員。

**藤井本議員** 市が、今まで率先して市としてつけてきたというものを、地区、地域でやはり地域の事情というのがあります。地域でつけたいねんということであれば、補助するほうが、市としても経費、財政面の問題があるとおっしゃるけど、経費としても、財政の問題としてもやりやすいというのが一般的な考え方であって、検討をしていってもらって、早期にどういう状況になるのか、また、それを調べる、よく検討、調査ということがあるとは思いますが、市民の感覚というものはどうなってるのかということ調べた上で、早期にこれが導入、創設できるようにお願いをしておきたいというふうに思います。

この件について、以上として、次の自治体交流の方に入っていきたいと思っております。ここは、今までずっといろんなことを言いたかったであろう市長も、ここはだいぶしゃべってもらわんとということになるかと思っておりますから、よろしくおっしゃりたいと思っておりますけど、平成28年の終わりに選挙、市長に就任されて、平成29年3月、このときに私が一般質問で質問させてもらったんです。いろいろ申し上げてくれはって2年以内に国際交流を2件、国内交流を2件を目標に設定していきたいなという思いだと、ここで終わるだけでなく、2年後には必ず国際交流は果たしたいと思っておりますと、このように、この議場で、こんな感じでおっしゃった。私は、その意気込みというのはもうすばらしい、もう絶賛しました、その意気込み。さっき山下市長も意気込みという言葉を使わはった、防犯カメラのときに。私も意気込んでいくと、あるいはご自身でおっしゃったけども。ごめんなさい、余計なことを言いました。これは私のほうがその意気込みでやってください、楽しみにしてると。私はそのとき、こう議事録に載ってんねんけども、こんなん言うてんねん。もうこれ以上言う必要ないと。お任せしたら頼むでと、こういうふう言うてんねん。言わなかったらどないなってます、言わなかったら。意気込みはどないなつたんですか、意気込み、ただのごみになつたんですか。

ごみになってクリーンセンターにでも持っていったんですか。腹立つか知らないけども、聞かれて、私は答弁をもうて、私はその意気込みということを絶賛してというのを、どうなっちゃったのというところら辺を踏まえた上で、質疑を進めてまいりたいと思います。

では、まず、2年以内に果たしたいとおっしゃった国際交流、海外との交流は、今現時点で葛城市はどうなってますでしょうか。

**川村議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

葛城市の国際交流の取組といたしましては、2つの国際交流を進めております。1つは英語圏で時差の少ないオーストラリアのストラスフィールド市、2つ目は、奈良県主催の東アジア地方政府会合でつながりのできた中国山東省の臨沂市です。どちらも子どもの交流を軸にどのような事業ができるのかについて検討しておりました。令和2年2月に訪中の予定で計画しておりましたが、新型コロナウイルスの感染症の影響により、訪中は中止となり、国際交流は中断されている状況です。現在は奈良県主催の東アジア地方政府会合に参加することを中心に国際交流を進めております。

以上です。

**川村議長** 藤井本議員。

**藤井本議員** 今の部長の答弁聞いてるとだんだん声が小さくなって行って。

次、行きますね。じゃあ、国際は進んでないということですよ。さっきの平成29年からいうともう約7年進んでないと。国内は現状どうなってますでしょうか。

**川村議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 国内交流につきましては、葛城市の旧町時代に友好都市として提携した岡山県新庄村、山形県新庄市、北海道当麻町に改めて確認したところ、いずれの市町村においても、互いに友好都市としての認識があるということです。特に、岡山県新庄村については、令和2年に新たに友好自治体包括協定を締結し、双方の地域活性化、平常時における連携、交流及び災害時における相互支援の実施を目的とし、締結を行っております。

なお、阿古市長は、令和5年3月に新庄村制150周年記念式典に出席しております。国内で旧町からのつながりのあった自治体以外で新たに友好都市の提携はございません。

**川村議長** 藤井本議員。

**藤井本議員** 今、問題としようとしてるところと違う問題が私の中で今、出てきました。というのは、旧町時代の友好都市は、多分この議場におられる方も、ごめんなさい、新たに結ばれた岡山県の新庄村以外はもうなくなってるという認識であるだろうというふうに、私も思っていたし、皆さん方も思っておられたのではないのでしょうか。しかし、友好都市としての認識があるということ、ある、ある、ありますねんと、こういうご答弁でございます。

ちょっと話をずらすようですけども、自治体交流がどうもややこしく、ややこしくなるという言い方はおかしいな、そういう状況が続いたので、私自身は、平成30年の11月でしたけども、地方自治法第96条の2項において、96条のというのは何かというと、議会の議決ということですよ。96条の第1項というのは、予算とか条例をつくると、普通に議会の議決を

得なければならないというのが96条の1項で、96条の2項というのが、その市町村で、あくまで自分で議会の議決が必要ですよということが出来るのが96条の2項でございます。この96条の2項で、議会も一緒に、議会の議決事項として、交流事業というのはやっていきたいと思いますということで、私がこれも提案させていただいて、若干早いのと違うかというご意見もいただきながら、これは条例としてできてるわけですよ。きちっとしましょうということで、これをやらせていただきました。その中で、あと10分になりましたけども、北海道の当麻町とか山形県の新庄市、これ自身がここと友好都市としての認識がありますと、いわゆる紙上だけなのか、契約ベースだけなのか、残ってますねん。実態が全くないんですね。それやったらそれで別の問題が出てくるので、これは先ほど申し上げてるように、議会の議決事項でもあるわけですから、有効契約があるとか、ないとか、締結されてる、されてないというのは、だからもっときちっとしとかなないと、今になって北海道当麻町と友好都市の認識がありますねんというのは、これもう時間も全然ないから、次の課題としてしっかりとやってくださいね。

あと、これで令和2年に岡山県新庄村、この間、議会の全員研修の中でも、挨拶ということで約1時間、向こうの、岡山県の新庄村の議員たちとの意見交換会ということで、約1時間でしたけども、行かせてはいただきました。ここは友好自治体の協定ということを改めて、令和2年に協定を締結したということですけども、これも、もう答えてもらわなくていいけど、これも、平成30年に条例で自治体協定するということであるならば、議会の議決が必要ということなので、これはどうなったのかなという疑問は残ります。何もかもが、この国内交流において、私が間違いやったら指摘してくれたらいいけども、議会の議決事項にしてあるにもかかわらず、今、ご答弁で、令和2年には友好自治体協定を締結しましたと、このように言っていただくと、どうなのかなという疑問が残るので、もう後日でもいいから、これは要らなかったんです。今、後から市長でも答えていただけんねやったら答えていただいたらいいかと思います。

それでは、いろいろと申し上げてまいりました。十分に時間は残したつもりでございます。やはり、市長、今回は1回だけのこの段になったけども、2年でしますねんというのを、例えば、小学校の子がそのとき聞いてたとしましょう。2年で、このとき、ほんで、子どもの交流とかするとか言うてんねん。10歳の子が聞いてて、もし聞いてたとしたら、自分らが中学校に行ったら、国際交流はあんねんと思ってる子どもがいたとしたら、この子どもたちを私は裏切っていることになると思いますよ。もう一つ、進まない理由として、コロナがあるというのはよく分かります。コロナの時代があった、何もかもが自粛せんなんというのはよく分かります。しかし、私が質疑をして2年以内にする、この2年以内にやってみせませうといったこの意気込みさえもしそのまま持っておられたら、何も、コロナの前に締結できたわけですよ。だからコロナオンリーの、私は、それは遅れてるという理由の1つになってるだろうと思いますけども、ではないと思います。そういったことも含めて、阿古市長の言葉というものを、ここで、過去の部分についての自分自身の思いと、しかし、あのときに、2つの海外国際交流と、国内で2つをしようと思った。私はその意気込みはすごいと褒めた。

ここで、パソコンでいう初期化して、私はやってもらいたいと思うけども、その辺の答弁、まだ6分ありますので、よろしく願いいたします。

**川村議長** 阿古市長。

**阿古市長** 葛城市の自治体交流で、まず国際交流の考え方につきましては、これまで2つの方向で進めてまいりました。1つは英語圏で時差の少ないオーストラリア、2つ目は、奈良県主催の東アジア地方政府会合でつながりのできた中国山東省の臨沂市です。どちらも子どもの交流を軸に検討しております。ただ、アフターコロナの状況で、葛城市の国際交流を進めていく上で、以前と全く同じ考え方で進めていくだけではなく、現在の世界情勢も踏まえた上で、新たな取組についても検討していく必要があると考えております。

次に、国内の交流については、例えば災害発生時に迅速な支援を提供できる相互支援の枠組みを整えるなど、防災面での新たな視野も加えた自治体の交流を進めることも必要ではないかと考えております。新たな友好都市の提携で地域の交流が広がり、異文化理解や子どもたちの豊かな人間形成につながる交流を図り、市民の安心・安全にもつながるような形を目指して進めてまいります。姉妹都市または友好都市の提携に関することは、葛城市議会の議決すべき事件を定める条例にも定めております。重要事項であることをしっかりと認識して進めてまいります。

**川村議長** 藤井本議員。

**藤井本議員** あと5分になりましたけども、済んだことはしようがないというふうに、私は思ってもしようがないやんかというところで終わろうと思っててんけども、そこに全く触れていただいてないわけですよ、さっきから言うてる。もし期待していた人を裏切ってるじゃないかというのは、ここはもう、もう少し、まちの代表やねんから、代表として答弁をされてるんだから、その重み、ここは、じゃあ、何も言わなかったらうそついたんか、あれはうそだったの、これから言うことはそういうことなのとなるので、もう少し、市長、もう一回、そのことについて、見当違いであったというのでも、私はええと思う。でも何にも言わなかったら、市民の捉え方も変わってくると思いますよ。

それと、あともう4分しかないんですけども、国内交流が、今、分からん状況になってるというのが部長からありました。この部分についても、私としてはきちっと調べてもらわなきゃあかんということ言うてるんですけども、市長として、あとお時間残す限り、大事なときでございますので、お答えを求めておきたいと思っております。よろしく願いします。

**川村議長** 阿古市長。

**阿古市長** 私、その議事録を確認しておりませんので、その当時の発言が議員のおっしゃるような趣旨であったのかどうかは分かりませんが、ただそのときに申し上げた気持ちというのは多分今も変わってないと感じております。その当時、多分目標を持ってやりますというお答えをしてると思っております。ですので、その期間についても多分目標であるというような表現をさせていただいてるように、私は認識をしておったように思います。といいますのが、これは相手方のあることですので、私どもの市だけではなかなかその時期等は確認できませんので、ですので、必ずそういう言葉を使ってるんじゃないかな、それも会議録を確認

しておりませんので、その部分についての答弁は確定できないのかなと感じておるところで  
ございます。

それと国内交流につきましては、まず、国内交流を新たに始めるに当たっては、従前旧町  
であるところの姉妹都市といえますか、交流のある自治体に、まず確認をしなさいと指示を  
した記憶がございます。その段階におきまして、岡山県の新庄村、それと山形県の新庄市、  
それと、北海道の当麻町的意思確認をさせていただいたところ、いや、決して、それがもう  
決裂したとは感じてはいないと、従前の意識は持つておるといふ返答をいただいたので、そ  
の状態の継続をさせていただいてるという認識でございます。

新庄村につきましては、私、いつだったかちょっと分からないですが、議員がおっしゃっ  
たのは、令和2年とおっしゃいましたですね。令和2年に新庄村の村長が来ていただいて、  
こちらで協定を結ばせていただいた記憶は明確でございます。その協定の内容につきましては、  
再度確認をいたしますけれども、それが議決案件であったのかどうかというのは、その内  
容次第なのかなというふうに思いますので、その辺は確認させていただきたいと存じます。  
新庄村との、新庄村長が来ていただきました思いもありますので、私どもは、令和5年に新  
庄村100周年の記念にお伺いして、お祝いの言葉を申し上げたということでございます。

交流というのはいろんな形の交流があると思います。ただ、国際交流につきましては、慎  
重にというのが、実は国際情勢が非常に微妙な状態でございますので、そういう意味におき  
まして、非常に慎重なスタンスを取っているというところはございます。

先ほど申し上げました国内交流につきましては、新たな交流を求めるのかどうかというの  
は、防災面という考え方においては1つの要素であるという認識があるということをお先ほど  
申し上げました。ですので、新たな国内の交流をどのような形で、ほかに求めるのかど  
うかというのは、これから考えていく必要があるのかなという思いでございます。

以上でございます。

**川村議長** 藤井本議員。

**藤井本議員** 残り時間が短くなりましたけれども、私は議会事務局長、私は通告を出すときに、議事録  
をつけて、この発言に対して質問しますよと、通告書をつけて出させてもらってるつもりな  
 んですけども、見てないと、今、どないも言いようがないので、ここのところは、もうちょ  
 っときちっとしておきたいというふうに思います。いろいろとお話をいただきましたけれども、  
 実際できなかった、できていないと、考え方は変わっていると、情勢も変わってきたとい  
 うこと  
 でございます。そのように受け止めておきますけれども、もう少しこれからきちっとやっ  
 いただくことをお願いして、私の一般質問を終わります。

**川村議長** 藤井本浩議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。なお、午後1時から会議を再開いたします。

休 憩 午前11時43分

再 開 午後 1時00分

**川村議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、報道関係者から撮影の申出が出ております。

お諮りいたします。

これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**川村議長** ご異議なしと認めます。よって、議場内の撮影を許可することに決定いたします。

次に、4番、坂本剛司議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

4番、坂本剛司議員。

**坂本議員** 皆様、こんにちは。坂本剛司でございます。議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

今回、私の質問は4つ、1つ目は会計年度任用職員の特別休暇の取扱いについて、2つ目が放課後子ども教室について、3つ目は生態系等に影響を与える外来植物について、最後、4つ目は今後の事業の継続性についてを質問させていただきます。

これよりは質問席にて行わせていただきます。

**川村議長** 坂本議員。

**坂本議員** では、よろしくお願いを申し上げます。それでは、1つ目の通告であります会計年度任用職員の特別休暇の取扱いについてを質問いたします。

葛城市で勤務されている会計年度任用職員から、勤務先でインフルエンザや新型コロナウイルス、またノロウイルス等に感染した場合の休暇について相談を受けた内容を話をさせていただきます。その方は、葛城市で勤務する前はほかの自治体で会計年度任用職員として勤務されており、病気になったとき、特に感染症にかかったときの休暇制度について不満を持っておられました。その不満は、児童が感染症にかかった場合には出席停止期間があります。また、同じように正規職員がかかった場合にも有給の病気休暇もしくは特別休暇扱いとなっております。ところが、会計年度任用職員の場合は、職場で感染症にかかった場合には、奈良県庁をはじめ多くの市が、集団感染を防ぐために出勤停止措置を取っておりまして、無給休暇ではなく、有給扱いの休暇措置をされているという内容の相談でした。現在、県庁を含め、県下12市のうち、感染症に関する休暇を有給としているのは1県7市、無給は5市、葛城市は無給であります。私、個人的には、地方自治体が感染症拡大防止の観点から出勤停止命令を出すのであれば、民間であれ、公的機関であれ、従業員が命令に従って勤務しないということなので、葛城市でも有給扱いされていると思っていましたが、それは大きな勘違いであることが分かりました。葛城市の例規検索で、葛城市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の第12条の有給休暇と第13条の特別休暇、併せて別表第2から第4までをくまなく探しましたが、感染症は無給扱いとなっていることが分かりました。正規職員は有給扱い、会計年度任用職員は無給扱いということであります。

では、ここでお聞きします。なぜ、葛城市の会計年度任用職員の感染症における休暇の取扱いが不当な扱いになっているのか、お答えをお願いします。

**川村議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 企画部、高垣です。よろしくお願いたします。

本市の会計年度任用職員の病気休暇につきましては、葛城市会計年度任用職員の勤務時

間、休暇等に関する規則第13条第2項に無給と定められております。本市の会計年度任用職員の休暇制度につきましては、人事院規則、非常勤職員の勤務時間及び休暇に準拠しており、国家公務員の休暇制度は、情勢適応の原則から、民間企業の有期雇用従業員の実態に準拠しております。ゆえに、本市の会計年度任用職員の休暇につきましても、民間企業の有期雇用従業員の実態に準拠しているところであります。坂本議員が先ほどお述べになりましたように、本市を含む県内12市の取扱いにつきましては、本市同様、無給休暇が5市、有給休暇としている市が3市、インフルエンザ等のみ有給休暇としている市が3市、保育現場のみ、インフルエンザ等を有給扱いとしている市が1市となっております。会計年度任用職員の病欠休暇の有給扱いにつきましては、今後の社会情勢を鑑みながら、会計年度任用職員の処遇改善に向けて研究してまいりたいと考えております。

以上です。

**川村議長** 坂本議員。

**坂本議員** ご答弁ありがとうございました。自治体で勤務する会計年度任用職員の福利厚生を改善することで、葛城市で働くことや、募集しても、会計年度任用職員が集まらないといったマイナス面がプラスに転じることにつながると考えられますので、早急に処遇改善されますこと、及び新型コロナウイルスが感染症の第2類扱いとなった以降に勤務先で感染して、今現在在籍中の会計年度任用職員の方の有給休暇を元に戻すことも視野に入れて改善されますことを要望いたします。

以上、要望いたしまして、次の質問に入らせていただきます。

2つ目、放課後子ども教室について質問をさせていただきます。私は、今の今まで小学校終了後に、就労されている保護者のお子さんは、放課後児童クラブ、いわゆる学童保育所を利用され、そうでないお子さんは何を利用しているのかという疑問がずっと頭の中にあり、もやもやしているときに、葛城市の会議録検索をしていますと、葛城市の子育て施策にとってとても重要な質問がございました。

その質問は、平成27年第2回定例会において、川村議長が一般質問された放課後子ども教室についてでございまして、これで私のもやもやを解消していただいた気持ちになりました。その質問の内容は、川村議長がいち早く、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型、連携型の実施は望めないのかと質問されたのに対し、答弁では、平成19年度から平成21年度の3年間、5つの小学校の学童保育参加者を含む全ての小学生を対象に応募し、実施させていただいたが、利用者数の減少、スタッフの課題や補助金も廃止されたこともあって、平成21年度をもって事業を終了したと答弁されております。放課後子ども教室事業については、この3年間の実績と課題等を整理して、今後、いわゆる学童保育との関係の中で、その実施の可能性については慎重に検討してまいりたいと答弁されております。国におきましては、令和6年3月29日付でこども家庭庁成育局成育環境課長と、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長の連名により、令和6年度以降の放課後児童対策についての通知がありました。その通知には、全ての子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所の拡充が喫緊の課題として、こども家庭庁と文部科学省で放課後児童対策の一

層の強化を図るため、令和5年度から6年度に予算運用等の両面から集中的に取り組むべき対策として、放課後児童対策パッケージを取りまとめて取組を進めておられます。また、平成30年9月には、文部科学省生涯学習政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省大臣官房文教施設企画部長、厚生労働省子ども家庭局長から、次代を担う人材を育成し、加えて、共働き家庭が直面する小1の壁を打破する観点から、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした新放課後子ども総合プランに基づく取組を推進するよう通知され、市町村では、市町村子ども・子育て支援事業計画や、市町村こども計画に、盛り込むべき内容を示すこととされていますが、両省庁が示した項目の中に、放課後子ども教室、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への学校施設の活用に関する具体的な方策、放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策が列記されています。

では、まずこども未来創造部にお聞きします。現在、学童保育所を利用されている小学生の利用状況を教えてください。

**川村議長** 葛本こども未来創造部長。

**葛本こども未来創造部長** こんにちは。こども未来創造部、葛本でございます。よろしくお願いいたします。

葛城市では、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1年生から6年生までの小学校児童に対し、授業の終了後及び夏休み、冬休み、春休み等長期学校休業時に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ることを目的として、葛城市内にある小学校区ごとに学童保育所を設置しています。その利用状況についてでございますが、小学校別、学年別の利用登録率について申し上げます。令和6年4月1日時点の登録実績でございます。

新庄小学校1年生の登録率55.0%、2年生の登録率61.2%、3年生46.7%、4年生31.0%、5年生17.6%、6年生10.8%です。次に、忍海小学校1年生の登録率61.5%、2年生58.3%、3年生44.1%、4年生35.8%、5年生20.9%、6年生12.3%です。次に、新庄北小学校の1年生の登録率51.4%、2年生61.5%、3年生34.4%、4年生22.5%、5年生21.4%、6年生4.3%です。次に、磐城小学校1年生の登録率55.0%、2年生46.2%、3年生47.2%、4年生15.2%、5年生11.3%、6年生2.0%です。最後に當麻小学校1年生の登録率60.6%、2年生48.5%、3年生56.3%、4年生25.0%、5年生23.8%、6年生9.3%、以上でございます。

**川村議長** 坂本議員。

**坂本議員** ご答弁ありがとうございます。今、部長から小学校別、学年別の利用状況を詳しく説明していただきました。特に1年生から3年生の利用が40%から50%を超えていて、4年生からは少しずつ利用者数が減少する傾向にあることがこれで分かりました。

では、次の質問ですが、学童保育の運営の担当は1つの部局だけでしょうか。どうでしょうか。

**川村議長** 葛本こども未来創造部長。

**葛本こども未来創造部長** 学童保育所につきましては、こども未来創造部子育て支援課が担当しております。

**川村議長** 坂本議員。

**坂本議員** ありがとうございます。

次に、国では福祉と教育が連携してと書いてあったように理解しておりますが、教育委員会にお聞きします。学童保育の運営に関して連携は行っておられますか。

**川村議長** 勝眞教育部長。

**勝眞教育部長** 教育部の勝眞でございます。

学童保育との連携についてということでございますが、学童保育所の利用の際には、障がいのある児童、また、気になる児童の特性や対応方法などについて、教育委員会とこども・若者サポートセンターや健康増進課とで協議を行っております。学校から学童保育所へは、下校時間や当日の児童の体調などについて情報を共有しております。また、一部の学校では空きのある教室等の施設を学童保育所として利用している状況などがございます。

**川村議長** 坂本議員。

**坂本議員** ありがとうございます。学童保育事業は、先ほどの答弁では一部の事業については教育委員会とこども未来創造部、保健福祉部が協議を行ってやっていると答弁でございました。

次に、学童保育事業は、こども未来創造部の子育て支援課の事業ということで理解させていただきます。

次に、川村議長も質問されました放課後子ども教室事業は葛城市では現在実施されておりませんが、他市町では行われている自治体もございますので、仮に再稼働する場合は、どの部署が中心となり、どの部署と連携をするのでしょうか。

**川村議長** 勝眞教育部長。

**勝眞教育部長** 放課後子ども教室事業につきましては、教育部の生涯学習課が担当となります。また、実施する場合には、施設や設備の確保、人材の確保、運営面などの観点から、行政のほか、学校や学校との協働活動を行っていただく地域の皆様や保護者との連携が必要であると考えております。

**川村議長** 坂本議員。

**坂本議員** ありがとうございます。

では、ここで放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型の推進についてちょっとお話しさせていただきます。国の新プランにおいて、一体型の放課後児童クラブと放課後子ども教室とは、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小中学校内などで両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるものとしております。実施状況調査、これは令和4年5月1日にされておりますけれども、それによると、全国の放課後児童クラブのうち、5,869か所、41.4%が一体型として実施されております。一体型の効果といたしましては、所属の異なる子どもたちが交流できることや、放課後児童クラブの子どもにとって、地域住民や学生、企業団体、大学研究機関等の参加協力による多様な魅力ある教育プログラムを体験できることなどが挙げられて

おります。これは、両事業が子どもの最善の利益を保障し、地域全体で子どもを育てていくという理念の共有の上に成り立っております。しかし、一体型の考え方や目的が現場に浸透しているとは言えず、また、企画立案、実施場所の確保等の準備段階における放課後児童クラブと放課後子ども教室の関係者間の連携や、実際に支援に当たる人材の確保などの課題がございます。また、待機児童対策同様に、学校の余裕教室活用や、特別教室などのタイムシェアについては教室の利用調整や管理責任の明確化等の課題が指摘されております。特に、両事業に関わる人材の確保については課題が大きいことが指摘されました。地域住民だけではなく、多彩な人的資源を開発していくことが必要であります。一方で、地域には子どもの抱える課題に関心を寄せ、活動する市民活動団体も増えていることから、地域全体での子ども支援に関する議論の喚起も期待されております。一体型の運営においては、放課後児童クラブに通う子どもの生活の場としての機能を十分に担保し、育成支援の環境に配慮することが必要であります。具体的には、活動プログラムには参加しない子どもの気持ちにも配慮することなどが考えられます。なお、一体型を推進する際には、両事業の目的や趣旨を正しく理解することが重要であり、放課後児童施策に期待されるどころと兼ね合わせて、検討することが求められます。具体的には、目的、趣旨の違いを超え、子どもたちの放課後が豊かになるよう、子どもの目線に立った検討が行われ、両事業に関わる人や団体の研修が合同で行われるなど、地域における連携や協働が実施されることを期待するところであります。

さて、学童保育所や放課後子ども教室の利用者は、全て小学生です。私だけが感じているのか分かりませんが、これらの事業を一般的に考えると、教育委員会の協力と連携があって当然だろうと思えてなりません。川村議長が質問されてから既に9年が経過しております。利用者が減少した、補助金がなくなったでは、他市町がやっているのに、説明にならないと思います。もっと葛城市の次の時代を担う子どものために、子どもに関する事業は、組織を縦割りにせず、柔軟に対応できるように考えてはいかがでしょうか。そこで、今までのことに関して教育長のお考えをお聞きいたします。

**川村議長** 樫本教育長。

**樫本教育長** 皆さん、こんにちは。教育長の樫本でございます。よろしく申し上げます。

私のほうに、放課後子ども教室の再開と学童保育所との連携についての考えということでご回答させていただきます。

まずもって、この放課後子ども教室は、地域の方の参画を得て、子どもに安全で安心な場所を提供する放課後対策であり、子どもたちの学習や遊びなど、自主的な活動を通して豊かな放課後の環境づくりを推進することを目的としているところでございます。教育委員会では、昨年、3年余り続いたコロナ禍が収束を見せ始めたことから、今までから進めてきている地域とともにある学校づくりをさらに推進するため、地域の方や、また、外部のゲストティーチャーなどを積極的に学校に招聘し、子どもたちの育みに一役を買っていただいているところでございます。また、全ての学校で現在導入していますコミュニティスクールにおける学校運営協議会を中心に、学校教育や子どもたちの育成に地域の方の力をお借りするため、多くの方々にボランティア登録をいただきまして、家庭科や図工などの授業をはじめ、

子どもたちの様々な活動にご支援、ご協力をいただいているところでもあります。その上で、議員ご指摘の放課後の子どもたちの過ごし方についても、一部、学校運営協議会でも議題に上がり、協議を行っていただいているところではあります。しかしながら、継続的に放課後子ども教室を運営していくためには、地域人材の確保、そして余裕教室などの施設設備、子どもたちや保護者のニーズ、集団下校などの問題の解決には至らず、現在開設できていないところがございます。今後は、さらに、この学校運営協議会で熟議を重ねるとともに、放課後児童クラブの関係者の参画も願って、放課後児童クラブと放課後子ども教室との一体型での実施など、放課後の子どもたちの居場所の在り方を検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

**川村議長** 坂本議員。

**坂本議員** ありがとうございます。一步前進かと理解させていただきます。子どもの育みのために、組織が違う部署が協力して連携して事業を行うことで、ダブル以上の効果が期待できると考えておりますので、学童保育事業と放課後子ども教室事業のあるべき姿を追求していただき、また、機会がありましたら、結果報告をされますことを要望しておきます。

以上で2つ目の質問は終わらせていただきまして、次に、特定外来生物における外来植物について質問させていただきます。以前、私は、特定外来生物、オオキンケイギクについて一般質問させていただきました。当時の前村市民生活部長は、区長会でオオキンケイギクについては、お話ししておきますと、そのように言っていただきました。オオキンケイギクは写真を撮ってきました。これですけれども、まずお聞きします。特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律、外来生物法というのがありますけれども、それはどういう法律でしょうか。

**川村議長** 西川市民生活部長。

**西川市民生活部長** 市民生活部、西川です。よろしく願いいたします。

外来生物法の目的は、特定外来生物による生態系等、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安全向上に資することです。そのために問題を引き起こす海外起源の外来生物を特定外来生物として指定し、その使用、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いを規制し、特定外来生物の防除等を目的とした法律です。現在159種が指定をされております。

**川村議長** 坂本議員。

**坂本議員** ありがとうございます。オオキンケイギクはこの特定外来生物に当たります。これは市内で撮ってきた写真なんですけれども、ここに道がございます、こっちに川がありまして、道路と民家のブロック塀の間にオオキンケイギクが咲いているということでもあります。

オオキンケイギクは北アメリカ原産のキク科の多年生草本で、日本へは1880年代に観賞用や緑化用に導入された植物です。現在では野生化したものが全国各地に分布しており、葛城市内でも、道路わきや河川堤防などで生息が確認できます。オオキンケイギクの特徴は成

長すると、高さが30センチメートルから70センチメートル程度になります。5月から7月頃に黄色の美しい花を咲かせます。このようです。今が、花がもう6月中旬ですから、咲いて、枯れかけてます。枯れかけて今、種が落ちていますね。この頃にたくさんの種が出て、それが靴とかタイヤとかにくっついてあちこちにばらまかれると。花は直径5センチメートルから7センチメートルぐらいの大きさで、筒状花、茎の一番先に1つの花が咲きます。多年草で、根が残っていると翌年に必ず再び生えてきます。非常に強靱な性質のため、定着すると、在来植物との競合、駆逐が懸念されています。日本の在来種を追いやり、日本の風景を変え、生物多様性を損なうおそれがあります。私が一般質問で再び取り上げたのは、このオオキンケイギクが以前から全く変わらず咲いていて、更に増殖しているように思えてならないからです。放置していると群生します。群生してからだと駆除が大変難しいと考えられます。今なら何とかかなと思いますので、ここで質問です。オオキンケイギクの駆除の方法、そのポイントについて教えてください。

**川村議長** 西川市民生活部長。

**西川市民生活部長** オオキンケイギクは非常に繁殖力が強く、根を残して刈り取っただけでは、すぐにまた生えてしまうため、根元から株ごと引き抜くことが有効な駆除方法となります。引き抜いた株から種子や根が地面に落ちると再び繁殖することから、引き抜いた後は袋などに入れて密閉することが重要です。引き抜いた株をそのまま移動させることは、外来生物法により禁止されていますので、その場で袋に入れて密閉するか、天日干しをするなど、完全に枯らした後であれば、燃えるごみとして処分をしていただけます。

**川村議長** 坂本議員。

**坂本議員** ありがとうございます。こういう駆除の方法なんですけれども、これ、駆除は、5月から6月にかけて咲きますから、咲かないと、オオキンケイギク、後から出てくるナガミヒナゲシもそうなんですけれども、5月から6月にかけて花が咲きますので、花が咲かないと、これがオオキンケイギクというのは、私も分かりません。咲いてるオオキンケイギクだと分かってる状態で駆除をしないと、秋とか冬は土の中にもう隠れてますから、オオキンケイギクとは分からないんです。これは、駆除の方法は、自治体が危機感を持って動かないといけないと思います。花が咲いてオオキンケイギクだと分かりますから、今の時期、5月6月、例えば5月に市内一斉清掃などがありますから、その機会をもって駆除とかがよいのではないかなというような思いがします。

次に、先ほどちょっと言いましたが、ナガミヒナゲシという花があります。これです。私の自宅の近くの空き地で咲いていました。これを写真撮ってきました。通学路の横ではないですけど、ちょっと離れたところで咲いていました。ナガミヒナゲシはケシ科の植物で、地中海沿岸地域の外来種で、1961年に初めて東京都世田谷区で確認されました。ナガミヒナゲシは丸みのあるオレンジの花を咲かせるのが特徴です。ナガミヒナゲシは茎を折ると液体が出て、それが肌につくと、肌が弱い人はかぶれたりする可能性があります。ナガミヒナゲシは特定外来種に指定はされておりませんが、危険な植物であります。専門家は、ナガミヒナゲシはアレロパシーという、根からほかの植物が育つのを抑制するような物質を出し、ほか

の植物の生育を抑えて、自分がどんどん広がっていくというような植物であります。では、ここで質問です。こんなナガミヒナゲシの駆除の方法、ポイントを教えてください。

**川村議長** 西川市民生活部長。

**西川市民生活部長** ナガミヒナゲシは現在、特定外来生物には指定されていないため、法の規制はありませんが、駆除の際には、オオキンケイギクと同様に、繁殖を防ぐため、根から株ごと引き抜く、種子や根が地面に落ちないようにするなどの点に注意していただく必要があります。ただし、ナガミヒナゲシはオオキンケイギクとは異なり、少し毒性があり、肌が弱い人はかぶれたりする可能性もあることから、駆除の際には、手袋を着用するなど、直接肌に触れないよう注意してください。

**川村議長** 坂本議員。

**坂本議員** 最後に葛城市として、オオキンケイギク、ナガミヒナゲシ、このように市内で実際に咲いているわけですから、どのように対応されますでしょうか。

**川村議長** 西川市民生活部長。

**西川市民生活部長** オオキンケイギクについては、特定外来生物の指定をされていることから、昨年度より市ホームページで注意喚起を行っております。ナガミヒナゲシにつきましても、指定はされてはおりませんが、繁殖力が強く、また、ほかの植物の生育も抑え、毒性もあることから、今後、広報誌、ホームページを通じて注意喚起を行っていきたいと考えております。

**川村議長** 坂本議員。

**坂本議員** どちらの植物も繁殖力が強く、群生すると駆除が大変になります。ですので、今のうちに、先ほど答弁してもらいましたように注意喚起をしていただき、市と市民一体で駆除ができればと私は考えるところであります。

これで3つ目の質問は終わらせていただきまして、4つ目の今後の事業の継続性についてを質問させていただきます。

市長は、1期目の当選当初から一貫して、市民第一の住みよいまちづくりを理念とし、様々な公約を掲げて市政を進めてこられました。その中に、特に令和2年当初に未曾有の災害に当たる新型コロナウイルス感染症が起り、いち早く市の対策本部を立ち上げ、先頭に立って新型コロナウイルス感染症の対策を行ってこられました。私はこれまで災害ごみや災害時のトイレ問題などについて、一般質問させていただきましたけれども、葛城市が能登半島地震級の災害で被災したという想定での質問もさせていただいた中で、令和6年度の当初予算で私が提案した災害時のトイレ対策については、災害に強いまちづくりとして、トイレカーの導入を予算化し、いち早く実現していただきました。私は今回の能登半島地震の中で、葛城市にも災害が起こった際に今後必要なものとして十分な支援体制の整備が必要ではないかと考えます。さらに、引き続き、子育て支援や高齢者支援なども市民サービスとして重要な継続の事業です。

さて、――――（削除）

---

そこで、市長にお聞きします。本年10月には葛城市市長選挙が予定されていますが、今

後も引き続き市民第一の住みよいまちづくりを目指し、災害に強いまちづくりを継続するため、阿古市長は3期目への出馬意欲はあるのかどうか、あるのであれば、3期目に向かっての考えをお聞かせください。

**川村議長** 阿古市長。

**阿古市長** ありがとうございます。思い返しますと、令和2年の10月に、市民の皆さん方のご支持をいただきまして、2期目の市政を担わせていただくことになりました。そのときはといいますと、まさにコロナ禍の真っただ中におりました。ですので、市民皆さん方の生命、安全、安心を第一に考えたまちづくりを行ってまいりました。ただ、その中におきまして、議員皆様方のご理解や市民の皆さん方のご協力の下に、市民第一の住みよいまちづくりは進展したと私は考えておるところでございます。また、コロナ禍の対応におきましては、市職員が一丸となって、市民皆様方へ奉仕したということが非常に大きな印象を持っておるところでございます。

もし、これから市民皆様方のご理解がいただけるのであれば、議員皆様方とご協力をしながら、新しい葛城市の進展のために努めてまいりたいと考えておるところでございます。葛城市は合併してまだ20年そこそこの新しい市でございます。市をこれからどのような形で整えていくのか。全国的には非常に住みやすいまちだ、子育てしやすい自治体だという評価をいただけるところにはなりましたが、まだまだこれから市としての形態を求めていく必要がある、進展に向かって進めていく必要があると私は考えております。そういう意味におきまして、皆様方のご理解をいただき、第3期目の市政に挑戦をしてまいりたいと考えておるところでございます。皆様方のご協力を賜りますことをお願い申し上げまして、答弁に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**川村議長** 坂本議員。

**坂本議員** 分かりました。ありがとうございます。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

**川村議長** 坂本剛司議員の発言を終結いたします。

最後に、8番、奥本佳史議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

8番、奥本佳史議員。

**奥本議員** 皆さん、こんにちは。最終になります。よろしくお願ひします。奥本佳史でございます。

議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

今回の私の内容は2点あります。

1点目、さきの3月定例会予算特別委員会でも触れましたが、デザインをキーワードにしたまちづくりの考え方について、2点目、特徴あるまちづくりにつながる民間提案制度についてです。

では、以降の質問は質問席に移って進めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

**川村議長** 奥本議員。

**奥本議員** では、始めます。まず最初の、本市におけるデザインの考え方についてでございます。特

許庁の推進するデザイン経営や創造変革をもたらすデザイン思考など、デザインを経営資源、資産とみなして新たな価値創造の手法と位置づける考え方が浸透し、最近では、企業経営の場面に限らず、公共セクター経営においても、デザインの考え方をまちづくりに導入する動きがあります。

まず確認なんですけども、3月定例会におきまして、予算特別委員会における令和6年度当初予算審議におきまして、葛城市市制施行20周年記念キャッチフレーズ入りロゴマークが議題に上がりました。そこで、なぜ今回、これ、相撲のキャラクターなのか、市制10周年の際には葛城市マスコットキャラクター蓮花ちゃんの10周年記念バージョンがつくられたのに、それを踏襲したデザインにしなかったのはなぜかという質問をさせていただきました。その際、副市長のほうから、市民の機運を高めるためというご答弁がございました。が、デザインの連続性を大切にすることは市の歴史を積み重ねる意味があり、全国的に高い認知度を誇る蓮花ちゃんを起用するほうが市民の機運が高まるのではないかという質問をさせていただいた経緯がございます。結局、市制20周年関連の予算はそのまま本会議で承認され、4月20日の芝桜まつりにおいて、ロゴマーク作者への表彰式も大々的に行われたわけですが、それから日もたたない5月13日になって、議会へは何の説明もない状態で、唐突に蓮花ちゃんの20周年イラストが発表されております。

まず、この件について確認を求めます。

**川村議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 企画部、高垣です。よろしく申し上げます。

葛城市は、本年10月に市制施行20周年を迎えます。市民の皆様とともに機運を盛り上げるため、大切にされてきた本市の文化と伝統を受け継ぎ、輝く未来の創造に向けて持続可能な発展の大きな一歩を踏み出すというコンセプトで、市制施行20周年記念事業に用いるキャッチフレーズ入りロゴマークを作成いたしました。一方で、葛城市マスコットキャラクターについては、全国的に葛城市の存在感をアピールしていくために、蓮花ちゃんというシンボルを作成して、観光面を中心に葛城市をアピールしております。今回新たに蓮花ちゃんの20周年イラストが採用となった経緯につきましては、令和6年3月議会で奥本議員から葛城市のマスコットキャラクターである蓮花ちゃんについて、市制施行20周年記念事業になぜ用いていかないのかというご意見もあり、市制施行10周年のときも、オリジナルバージョンの蓮花ちゃんのロゴマークを作成していることから、担当課で検討した結果、作成したものでございます。今後20周年記念キャッチフレーズ入りロゴマークとともに、市制施行20周年記念事業等において市民の機運を高めてまいります。

**川村議長** 奥本議員。

**奥本議員** 3月の予算特別委員会での私の質問がきっかけとなったとのことですけども、そもそも、蓮花ちゃんバージョンをつくるのかどうかといった検討は、本来一番最初にやっておくべきことだと思いますよ、これは。予算特別委員会で指摘されて初めて気づいて急遽事業決定し、さらに、プレス発表のときに議員のレターボックスに紙切れが1枚配付されただけなんです。予算審議の経緯を踏まえた場合に、せめて議長に、ないし所管の委員長には一言説明があっ

てしかるべきではなかったかと思うんですけども、この一連の意思決定というのは誰によってなされたんでしょうか。

**川村議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 市制施行20周年事業を円滑に進めるため、市制施行20周年記念事業プロジェクトチームを令和6年1月に決定し、事業実施に向け、様々な検討を行ってまいりました。令和6年3月21日頃に東副市長から、これまで一貫して、葛城市のブランドイメージを広げてきた蓮花ちゃんというマスコットキャラクターと市制施行20周年記念事業のロゴマークを併せて使用することで、葛城市の市制施行20周年記念事業のイメージをより強調していくようにという指示があり、プロジェクトチームでも意見が出ており、作成しております。

**川村議長** 奥本議員。

**奥本議員** 3月21日ということですね。この日というのは、予算特別委員会で一般会計当初予算が一旦否決された日なんです。予算は成立してないんですよ。迅速に動いていただいたということはどういうことですか。当初心算が全く承認もされてない段階でのこの指示が、果たして適切だったかどうかというのはちょっと疑問が残りますね。

では、そしたら実際に蓮花ちゃんの20周年バージョンのキャラクターデザイン、これは本市出身の木下聡志さんがやっていたらいいんですけども、木下さんへの依頼発注はいつ行われたんでしょうか。

**川村議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 令和6年3月27日に、蓮花ちゃんのキャラクターデザインをされている木下氏に市制施行20周年記念事業のロゴマークのキャラクターに似合う形で、蓮花ちゃんのイラスト作成を依頼しております。

**川村議長** 奥本議員。

**奥本議員** 3月27日ですね。これは、この3月27日に本会議において令和6年度当初予算が議決成立した最終日の話なんです。この時点で議会が承認したのは当初提案された相撲キャラクターの予算にしかすぎないわけなんです。

では、この蓮花ちゃんの20周年バージョンのイラストの制作費用というのはどういった形で予算執行されてるんでしょうか。

**川村議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 企画政策課にある専門分野アドバイザーの報償費の予算を活用して予算執行しております。観光面から観光協会の予算執行も可能ではないかという考え方もございましたが、今回は20周年記念事業ということから、企画政策課の予算で執行しております。

**川村議長** 奥本議員。

**奥本議員** 今のお話でいくと、この予算書のどこに当たるかというと、2款総務費、1項総務管理費、9目企画費、7節報償費にある専門分野アドバイザー報償費40万円が該当すると思うんです。では、この専門分野アドバイザー報償費の歳入科目についてお聞きしますが、これは法務省の特別交付税措置である外部専門家アドバイザー制度を原資としているのでしょうか。もしそうであるならば、その中にイラスト作成費というのは対象に含まれないはずなんです

けど、いかがですか。

**川村議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** この報償費は市の単独事業でございます。専門知識を有する方や大学の教授またはこれに準ずる方などを想定して、令和4年6月より予算化しております。

**川村議長** 奥本議員。

**奥本議員** はい、分かりました。この蓮花ちゃんの20周年バージョンイラスト制作は単費で賄ったということですね。でも、単費だから何をどういうふうに使おうが構わないということではないと思いますよ。誤解があるといけませんので、念のため述べておきますけども、私はこの20周年記念イラストの募集という事業自体を否定しているわけではございません。記念すべき節目に市民の機運を盛り上げようと、職員のプロジェクトチームをつかって、若手の提案を大切にされたということは大いに評価しております。また、予算特別委員会で指摘させていただいた意見を真摯に受け止めて、素早く対応いただいたことにも感謝しております。しかし、今回の突然の新デザイン採用に至る経緯が若干おかしいのではないかと指摘しているわけでございます。地方自治法においては、行政の首長に予算の提案権と執行権が付与され、議会には予算の承認権が付与されています。今後はこれを踏まえた丁寧な行政運営をお願いしておきたいと思います。では、蓮花ちゃんの話はこれぐらいにしまして、本題に入ります。

まず、今回のこの一連の一件で、意匠という点におけるデザインの考え方、それから、行政のプランニングでもある政策デザインという2つのデザインにおいて、葛城市のデザイン政策がコントロールされず迷走している印象を受けました。多くの民間企業では、1980年代初頭からC I、コーポレートアイデンティティーが導入されております。C Iには企業の社会的認知度の向上、消費者への企業イメージの浸透、社員の帰属意識を高める効果があります。さらにこれを進めて、自社の製品やサービスに統一したデザインを導入することで、企業のブランド価値をより一層高める効果があります。この民間企業のC Iに相当するものが、自治体では市章やシンボル等の意匠であるデザインです。意匠としてのデザインは導入してもすぐに浸透するわけではありません。これを大切に育てていく努力と地道な広報活動、そして何よりも市民が気に入って、受け入れてくれることが重要で、デザインが自治体イメージと一致して受け入れてもらえるまでには相応の時間がかかります。予算特別委員会において市長は個人的に葛城市をP Rする蓮花ちゃんと20周年をP Rする相撲のキャラクターを同じにする必要があるとは思わないという答弁もされておりますけども、葛城市のイメージ戦略にこのデザインの考え方を組み込むことは重要だと考えます。

以上を踏まえまして、本市の行政運営におけるブランディングを含むデザイン戦略について伺います。ここ数年、国家レベルで行政運営の中にデザインを取り入れようという動きが本格化しております。2018年3月、内閣官房I T総合戦略室が、サービスデザインガイドブックベータ版を公表して、利用者中心の行政サービス改革を推進し、同じく2018年5月、経済産業省がデザイン経営宣言、特許庁がデザイン経営実践プロジェクトを立ち上げ、主に民間企業経営におけるデザインの活用推進が始まっております。地方自治体におけるデザイ

ンの取組として有名なところでは、神戸市が2008年、ユネスコ創造都市ネットワークデザイン都市に認定されたのを機会に、デザインという言葉の定義を見た目の意匠面のみならず、行政活動や仕組みまで含めた広いものと定義し、2015年、CD職、クリエイティブディレクター職を設けて、デザイン思考に基づいた行政事業への助言、研修、広報活動を行っております。CD職が行政運営を統括的にデザインする役割を担うことで、神戸市のブランディングとまちづくりに筋の通ったデザインが確立されています。ほかにも全国でデザインの考え方をまちづくりに生かす自治体が増えていますが、葛城市においてトータルのデザインを踏まえた自治体経営を担う役割は、誰が担っておられるのでしょうか。

**川村議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 自治体におけるデザイン経営とは、デザインの力を活用して、地域の活性化や社会の課題の解決を図る行政経営手法であると考えております。また、デザイン経営は、組織全体のビジュアル化やプロセスや構造を決定する取組であり、担当する部署は行財政経営を担当する部署になると考えられます。しかしながら、葛城市には行財政経営、具体的には市の描くビジョンを統括的なトータルコーディネートを行う部署はなく、デザイナーやクリエイターと連携して、市の描くビジョンを統括的なトータルコーディネート的な取組を行っていない状況でございます。

**川村議長** 奥本議員。

**奥本議員** デザイン経営というクリエイティブな役割は、前例踏襲を重んじる行政組織においてはまだまだ浸透しておりませんが、人口減少が進む日本において、住みたい自治体、選ばれる自治体を目指すために、デザインを行政運営に生かす考えが重要視されつつあります。

ここで、市長に葛城市の行政運営にデザイン的な考え方をどう反映させるのかについて伺います。地方自治体においての最上位計画は総合計画です。行政はそれに沿ってまちづくりを進めます。しかし、その計画の多くは、コンサルタントがつくったひな形を踏襲しており、ある研究者の調査によりますと、実に自治体の8割近くがほぼ似通った内容であると指摘されております。要するに、多くのケースが教科書的、総花的な将来計画の羅列に終始しており、自治体独自の事情を踏まえて知恵を絞ったグランドデザインが少ないというわけです。グランドデザインとは、大規模かつ長期的にわたって行われるプロジェクトや事業計画の上で考えるべき制度設計や全体構想などを意味します。まちづくりにおいては、あるべき姿の将来構想を描いて、具体的な取組手順を示すことを意味します。最近では、自治体首長の施政方針に独自のグランドデザインが盛り込まれる事例が増えておりますが、市長は葛城市のまちづくりにおいて、意匠としてのデザイン、プランニングとしてのデザインをどのように捉えておられるのでしょうか。

**川村議長** 阿古市長。

**阿古市長** まちづくりのグランドデザインを描くことは市の組織の統一性の確保、ブランド力の向上など、様々な面で多くの効果があります。そのコントロールを担うのは、市のトップである市長の役割であると考えております。葛城市の将来のまちづくりを見据えたグランドデザインを描くことは、地域や組織の発展にとって重要なものであり、葛城市のあるべき姿と

その達成に向けた実行方法や明確な方向性をしっかりと示す役割を果たすことができるように努めてまいりたいと考えております。

**川村議長** 奥本議員。

**奥本議員** ちょっと教科書的な、非常に優等生の模範的な回答で、もう少し、私、踏み込んでいただきたかったですけども、市長がご卒業されました県立畝傍高校の学校食堂を1回ご覧になったかもしれません。なられてると思いますけども、実は、課題解決のためのデザイン思考という方式であれが改修されております。私も深く関わってるんですけども、そもそも学生食堂が存続か廃止かというところの課題が出始めて、それに対するアプローチをデザイン思考というやり方で、生徒を巻き込んでほぼ1年間ワークショップも含めてやりました。最終的に生徒主導の解決策を見いだして、試作なんかも全て自分たちでやって、これはマスコミでも報道されましたが、今に至っております。

やはりこのデザインを使うというのは、単にその戦略としてイメージを定めるんじゃないくて、今ある市の課題を解決する、それに対するデザイン的なアプローチを行う、これがデザイン思考なんです。デザイン思考というのは結構難しい話で、やはり専門的な知識を有する方が必要となってきます。そういった意味で、神戸市ではCD、クリエイティブディレクターという職が採用されているわけなんです。ただこれを、クリエイティブディレクターと、デザインだけ分かっている方では駄目なんです。行政の取り組み方も知識としてないと駄目なんです。神戸の場合は、デザインセンスを持つ方と行政運営の知識を持つ方の二人三脚で長年やっていらっしゃると。それによって職員全体のデザイン力を向上させて、デザイン思考でもって行政の課題を解決していく、こういう取組をされているわけです。だから、なかなかすぐに一朝一夕でいかないし、市長、リーダーシップを発揮されるのはいいんですけども、この辺に関してはすごく専門的な知識がありますので、今後は、私の希望というか要望なんですけども、やはりそういったデザインのセンスを持つ方、行政運営のそういう能力を持つ方、1人でできればいいんですけども、できない場合は複数でも結構です。そういう方を採用した上で、葛城市としてどういう方向性で経営していくか、デザインを使ってどういうふうに進めるか、その辺りを検討していただければ、お願いしておきたいと思っております。それに当たって、市長の本当に強い意志、それから、デザインに対する深い造詣とリーダーシップが必要となりますので、くれぐれもよろしく願いしておきたいと思っております。

では、続きまして、2番目の民間提案制度について進めてまいります。PFI法第6条に規定されます民間提案制度ですけども、これは民間事業者から自治体に対して、市民サービスの向上や地域振興につながる提案ができる制度でございます。ところが葛城市においては、これが十分に活用されているとは言い難い現状があります。

まず、この民間提案制度の話に入る前に、現在の入札制度についておさらいをしておく必要がありますので、ちょっとお話しさせていただきます。自治体の入札制度には、一般競争入札、指名競争入札、随意契約の3種類があります。地方公共団体における調達においては財源が税金によって賄われるため、よりよいもの、より安いものを調達する必要があるまして、自治体が発注を行う場合には不特定多数の参加者を募る一般競争入札を原則としており

ます。しかし、一般競争入札は、事業者独自のノウハウや裁量の余地が小さく、費目を積み上げることが可能な物品購入等に限定されるので、談合や品質の問題が発生する危険性があります。指名競争入札は、多数の登録事業者の中から数社を一部の職員で公平に選定ができるのか、また、その選定基準や選定過程は公表しなくてもいいのかという課題があります。随意契約は、過去に不透明な経緯の契約がなされたり、選定した業者のパフォーマンスが著しく低かった等の問題が起こっております。ちなみにこれについては、業者選定のプロセスと適切な業者選定ができなかったり、あるいはしなかったという運用面に問題があるケースがほとんどと言われております。

まず、これらを踏まえた上で、最終的に民間事業者と連携していくためには、性能発注を当然の前提とし、サービスについては、民間ノウハウという質の評価が必要となるため、発注形態をプロポーザル方式、契約方式は随意契約という形となっております。

続きまして、話は若干変わりますが、官民連携、PPP、パブリックプライベートパートナーシップの一形態とされるPFI、プライベートファイナンスイニシアチブにおいては、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用するため、能力評価が重要となっております。そのため、ここ数年では、事業の構想段階から民間事業者との対話を通じて市場調査を行うサウンディング型市場調査を導入する自治体が増えてきました。葛城市も今、導入していただいております。行政にとって、サウンディング型市場調査を導入するメリットは3つあります。

まず、1つ、コンサルタント一任の市場調査ではなく、行政の抱える課題を提示した上で、民間事業者と直接対話を繰り返しながら市場を把握できる点、2つ目、行政にとって、事業公募前に、市場性や民間事業者の要望、採算性等を的確に把握できる点、3点目、コスト不要で短時間に正確で専門性、客観性の高いデータを収集でき、その後の公募要項作成時間の短縮や公募時の不調リスクの低減につなげることができる、この3点が挙げられます。ところが一方で、事業構築段階にサウンディングが組み込まれるようになりましたら、問題も発生します。これは、一部のコンサルタントや行政が、民間のアイデアを予算を使うことなく、短期的、簡単に入手する方法と曲解して、自分たちに都合のよい部分だけを切り取って切り貼りして、要求水準としてしまう問題が見受けられるようになりました。こういった事情から、サウンディングのもう一步進んだ仕組みとして、民間の多様なコンテンツを受け止めることが可能な随意契約保証型民間提案制度を導入する自治体が出始めております。

まず、民間事業者提案制度なんですけども、これは、行政が保有する資産や実施事業に対して、民間事業者が持つアイデアやノウハウを最大限に活用し、サービスの質の向上や業務の効率化、地域の活性化を図る提案を求める制度ですが、ここで重要となるのが、民間事業者の知的財産なんです。知的財産というのは、独自のノウハウを有するアイデアやサービス、この評価をどのように行うかということが重要となってきます。これまで、民間事業者提案制度というのはあったんですけども、実はこれにも3つの問題がございます。

まず、1つ目、民間事業者に100%の知的財産を振り絞った提案を求める一方で、決定権は行政に委ねられていること、2つ目、選定基準が客観的な手法ではないこと、3つ目、随

意契約に至らず、プロポーザル等に付されて最初の提案事業者が失注した場合、提案者は、同業他社に知的財産とそれを活用したビジネスを横取りされてしまう可能性がある。この3点が問題視されてきて、あまりにも従来の民間事業者提案制度は、民間事業者の知的財産を軽視していると指摘されております。提案される企画提案書なんですけども、民間事業者にとっては、知的財産の塊であって、民間事業者の生業の根源と言えます。行政として民間事業者にとって最も重要である知的財産を提供してもらうために、その価値を正しく理解し、その提供に応える仕組みと姿勢、覚悟を示すため、随意契約保証型民間制度が目ざされ始めました。随意契約保証型の提案制度は、公平性、平等性、透明性、公正性は公募段階で担保されており、行政が思いつかない、あるいは事業化できない事業を民間事業者の知的財産の購入という手法で実現できる合理的な手法でございます。民間事業者の知恵と努力の結晶であるノウハウ、知的財産を正しく評価して、随意契約を保証するというインセンティブを認めることで、民間事業者は知的財産の結晶を全力投球で企画提案することが可能になります。葛城市は随意契約保証型民間制度についてどのようにお考えでしょうか。

**川村議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 総務部の林本です。よろしく願いをいたします。

本市における随意契約保証型民間事業者提案制度に対する見解でございますが、まず、民間事業者からの発案による自由度の高い提案を適切に審査できる体制を整えること、また、審査における明確な評価基準が求められること、さらに、公平に運用を行うための例規などの見直し、整備をすることが必要であるという観点から、本市の実情に合ったものかを慎重に見極める必要があると考えております。

一方で現在本市では、業務委託などを行う契約におきましては公募型プロポーザル方式を積極的に活用しております。こちらは市からの要求水準書に基づく提案制度でございますが、民間事業者から、要求水準書の範囲内で価格競争だけではなく、最大限に創意工夫を求める制度でございまして、事業者によるプレゼンテーションにおいて選考委員が評価基準に基づき優先交渉権者を決定し、交渉を経て随意契約を締結する制度でございます。また、公有地などの有効活用に向けた検討に当たっては、活用方法について、民間事業者から広く意見や提案を求め、対話を通じて市場性の把握、事業スキームの検討などを行うサウンディング型市場調査を適宜実施しており、最近では、当麻庁舎の跡地活用などで実施をしております。さらに、予算は伴いませんでしたが、広告会社からの発案を基に、公募型プロポーザル方式で、当麻庁舎総合窓口の受付システムや、ここ新庄庁舎1階にございます授乳スペースm a m a r oの設置を行ったケースもございます。また、庁舎の空調、また学校LED照明の更新業務、さらには庁舎二階のミーティングルームの改修業務等において、性能発注により設計施工を求めて提案をいただくといった新たな事業スキームで事業を行ったケースもございます。

以上のように、本市におきましては、随意契約保証型民間事業者提案制度によらずとも、民間事業者からの有効な提案につきましては、サウンディング、プロポーザルなどの組合せにより、積極的かつ臨機応変に活用していきたいと考えております。

**川村議長** 奥本議員。

**奥本議員** ありがとうございます。随意契約保証型民間事業者提案制度によらずとも従来のサウンディング、プロポーザルの組合せで対応していきたいということでしたね。私は随意契約保証型民間事業者提案制度だけにしろというわけじゃなくて、おっしゃっているとおりサウンディング、プロポーザルは従来残したままやって、検討していただきたいというふうに申し上げております。

では、ちょっと話を続けますけども、自治体において、本市もそうなんですけども、これまでは何か事業を行う、あるいは取り組む際には、必ずといっていいほどコンサルタントに調査させる手法が取られてきました。先ほども申しましたけども、残念ながらそのコンサルタントが葛城市だけを相手にしていただいているわけじゃなくて、いろんな自治体を、同じように同時期に同じ依頼が舞い込むわけです。そういう複数の自治体から同種の受注をされる限り、その成果品というのはどうしても似たり寄ったりのものが出来上がってしまうこととなります。その結果、全国津々浦々代わり映えのしないまちが出来上がるということにつながっております。まちづくりにおいて独自のカラーを出すためには、先ほどの質問のデザインに対する意識を高めることと並行して、民間事業者の知的財産でもあるこのノウハウを活用した、ほかとは一味違う魅力あるまちづくりが求められます。そのためには、インセンティブについての考え方を整理しておかないといけないと思うんですけども、まずこのインセンティブ、この提案についてのインセンティブについての市の見解を伺いたいと思います。

**川村議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** PFI法第6条に基づく民間提案制度では、バリューフォーマネー、すなわち従来の公共事業方式と比べて、PFI方式のほうが総事業費をどれだけ削減できるかを示す期待値を加味した提案がなされれば、その提案を受けた自治体はその妥当性を遅滞なく判断し、事業化が決定された場合は、公募の際にその事業者に対して加点によるインセンティブの付与が行われる制度でございます。

しかしながら、この制度においては、民間事業者と提案を受ける自治体側双方に負担が大きいという議論があり、国においては改善が図られておりまして、最近ではバリューフォーマネーの算出方法を簡略化することによる民間事業者の負担軽減策や、また、自治体側においても、公募により民間提案を求める対象事業の時期、考え方などを示し、民間事業者が提案できるきっかけづくりを行うといった改善策、さらに、提案内容における知的財産的なノウハウに応じて事業者の選定方法を分類するなどといったそれぞれの負担に見合った適切なインセンティブを付与することで民間事業者のモチベーションを高める取組が行われております。本市の実情に照らして申し上げますと、事業の実施に当たり、サウンディング型市場調査の参加事業者に公募の際に加点するインセンティブを設けたケースも過去ございましたが、インセンティブに頼るということではなく、まずは事業者との対話を通じて、市の課題認識や事業が目的とするもの、また、どのような点で民間活力を導入したいと考えているかについて積極的に発信していくこと、そしてヒアリング結果を踏まえて、民間事業者が提案

しやすく参加意欲が高まる公募要件を作成することなど、市と民間事業者の相互にメリットのある良好な関係性を構築することがモチベーションの向上につながるものと考えております。

**川村議長** 奥本議員。

**奥本議員** VFM、バリューフォーマネー、その観点からのインセンティブについて、つまり、加点をどう評価するかということについては、おっしゃるように民間事業者と自治体双方に負担がかかるとの議論があります。しかし、その考え方なんですけども、これは、提案参加への応募特典や評価ポイントを付与するという、そこで加点するという意味の、自治体が事業者に与えるというどちらかという自治体側の上から目線的な意識があるんです。私が言っているインセンティブというのはちょっと違います。私の言うインセンティブとは、事業者独自の知的財産であるノウハウやクリエイティブ性を正しく評価して対応しますという意思表示であって、行政と事業者は対等でリスペクトし合う存在であるということの意味しております。これは自治体の知的財産を正しく評価して契約を保証するという、そのインセンティブを設けることによって、行政の本気度を示すこととなって、事業者から選ばれるまちとなります。そしてそれが最終的にはまちの独自性を高めることとなります。

つまり、こういうインセンティブ、ポイントとか点数で付与するというわけじゃなくて、その事業者の持っている力量、知的財産を正しく評価して、それを契約につなげます、保証しますという意味のインセンティブという意味です。こういったインセンティブの考え方を踏まえまして、本市においての随意契約保証型民間提案制度をどのように考えるかについて、市長はどうお考えでしょうか。

**川村議長** 阿古市長。

**阿古市長** 今後の本市の民間事業者提案制度の活用について答弁いたします。

本市におきましては、今現在も、公募型プロポーザルやサウンディング型市場調査を通じ、民間事業者からの発案により、行政サービスの強化や環境整備を行ってまいりました。現在、本市では重要プロジェクトとして複合化に伴う庁舎機能の再編、當麻庁舎跡地利用の計画が佳境に入っておりますが、事業を進めていくに当たり、民間の方々には、葛城市の特性を十分に反映したご提案を大小様々な場面においてお願いをしているところでございます。特に契約や入札を伴う制度におきましては、プラス面マイナス面いろんな側面がございますので、その事業によりましての選択の幅を広げることが必要であるかと考えておるところでございます。何が葛城市のまちづくりにとってより有利なのかということを考えながら、選択をしていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

**川村議長** 奥本議員。

**奥本議員** ありがとうございます。随意契約保証型民間提案制度、これをぜひとも導入してほしいわけなんですけども、何が何でもこれをやれと言ってるわけじゃなくて、当然のことながら、提案の内容の評価が低ければ採用する必要は当然ございませんし、ただやっぱり、唯一無二の提案で、ほかの事業者では絶対できず、なおかつこれを採用することによって、葛城市は

ほかの自治体とは本当に違った一線を越えるようなとか、全く違うような自治体へと生まれ変わる、そういう魅力ある提案に対しては積極的に契約というような行為を伴った評価をしていただきたいというそういう形ですね。それについては、市長も今、その辺を考えていくと、プラスマイナスがあるのでその辺は精査するとおっしゃっていただきました。

この随意契約保証型民間提案制度が、今現在、いろんな自治体で注目され始めてるんですけども、これについては、なぜこういうふうな動きがあるかだけ、最後、ちょっと申し上げます。

これまで行政が信じて行ってきました公共施設等総合管理計画、これはほとんどの場合、国からの指導もありますけれども、総量の何%縮減という一律シーリングのような公共施設マネジメントが採用されてます。ところが、これが何年かやっていると、現状に合っていない、もうほぼほぼ絵に描いた餅であるということが、いろんなところで言われております。埼玉県なんかそうですよね。ハコモノ三原則の見直しがある日突然先送りされた。こういったことが全国で今起こりつつあります。総量縮減が難しい現実が明らかとなっても、その計画や手法を見直さないでゴールを先送りする行政運営を続けていても、これは施設やインフラの劣化進行が止まるわけではございません。それどころか、その間、行財政も悪化の一途をたどるのは目に見えております。その間どうしたらいいんだろうかという会議とかを重ねまして、右往左往している決定打を見いだしてない状況が続くと、どんどんどんどんまちが衰退し、そのまちに住んでいらっしゃる、よそに行っても自分はビジネスできるんだという事業者や若い人が順番にまちを去っていく。こういう状況が実際に起こりつつあるんです。こうなってくると、もはやリカバリーは至難の業となります。そうならないために、やはり魅力ある提案で市を盛り上げていく、独自のまちづくりをしていく、そういった意味の1つの方策として随意契約保証型の民間提案制度というのが注目されているわけですね。この制度は、かなり総務部長からも話がありましたように、つくり込み方も難しいですし、職員的能力をかなり要求する制度でございます。なおかつ、アプローチが公共施設等総合管理計画とは全く異なるアプローチでまちの課題を解決するという動きになりますので、なかなか評価が難しい手法でございます。だから、その辺りを踏まえまして、行政職員の、その辺の知識の向上、それからプロ意識の醸成、何よりも、市長も含めたまちづくりに対する覚悟と決断というのが重要となるわけです。だから、その辺りを含めて、今後この制度、もう少し検討をお願いしたいと思います。

最後に、私、経営学を学んできたわけですけど、経営学においては、人がそこを目指す理由という、そういう項目があるんです。人がそこを目指してくるためには、ほかとは違った差別化戦略が必要とされております。ほかではやっていないこと、できないことだからこそ、それができるようになれば、独自のまちの強みとなり、選ばれる理由になります。魅力的なまちづくりのためにやるべきことはたくさんあるので、どうぞ、ご一考をお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

川村議長 奥本佳史議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後2時30分

再 開 午後2時51分

**川村議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの坂本議員の一般質問の中で、本日は18日の大安でから、そのように聞いておりますまでの発言につきましては、不穏当と認めますので、発言の取消しを命じます。よろしいでしょうか。そうしましたら、次に、理事者のほうからも発言の訂正があります。

林本総務部長。

**林本総務部長** 総務部の林本です。よろしくお願いします。

午前中の藤井本議員の防犯カメラに関する質問の中で、私の答弁において葛城市の直近3年間の刑法犯認知件数ということで、これがちょっと1年ずれたデータを答弁してしまいましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

まず令和3年中、令和3年1月から12月が136件と申しましたが、こちらが令和2年中の件数でございまして、104件が正しい数値ということになります。また、令和4年中は104件と申しましたが、こちらは140件が正しい件数でございまして。そして令和5年中が140件と申しましたが、こちらは135件が正しい件数でございまして。なお、令和5年中の内訳と申し上げましたものは、令和4年中のものとなります。改めまして、令和5年中の同じ内訳で申し上げます。令和5年中の住宅侵入窃盗が3件、これは8件と申し上げましたのが3件、事業所等の侵入窃盗が12件と申しましたのが4件、特殊詐欺が5件と申し上げましたのが4件、車上・部品狙いが6件と申し上げましたのが11件、自動車盗が1件と申し上げましたのが2件、自転車・オートバイ盗が42件と申し上げましたのが33件、その他の刑法犯が66件と申し上げましたのは78件となります。

本件につきまして、おわびを申し上げますとともにご修正をよろしくお願いいたします。

**川村議長** それでは、これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は6月27日午前10時から再開いたしますので、午前9時30分にご参集願います。

なお、19日から25日までの間、各常任委員会、予算特別委員会、議会改革特別委員会、当麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会がそれぞれ開催されますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後2時54分